

平成29年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年9月21日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月27日 午前10時00分		
	散 会	9月27日 午後4時21分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	7	玉 城 みちよ	8	與那嶺 好 和
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津	学校教育課補佐 兼学校教育係長	桃 原 秀 樹
	社会教育課長	与 那 満	経 済 課 補 佐 兼 農 政 係 長	瑞慶山 良 邦
建 設 課 長	嶺 井 雄 二			

平成29年第 3 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 5 号

平成29年 9 月27日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第37号	今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例 について	質 疑
2	議案第38号	今帰仁村庁舎建設委員会設置条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第39号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例について	質 疑
4	議案第40号	今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条 例について	質 疑
5	議案第41号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第42号	平成29年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	質 疑
7	議案第43号	平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算につい て	質 疑
8	議案第44号	平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算につ いて	質 疑
9	議案第45号	平成29年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について	質 疑

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第37号 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第37号 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について質疑いたします。提案理由、公の施設の指定管理者の選定について、施設の設置目的に沿った適切な選定を行うようにするためこの議案を提出します。とありますけれども、もう少しわかりやすく説明求めたいと思います。それとですね、こっちに公募ということで、新たに設けておりますけれども、3番目に改正後の、村長は前2項の選定に当たっては、原則として公募を行うものとする。ただし施設の設置目的等に照らし公募を行わないことが適当と考える場合は、これを行わない。ということでありましてけれども、公募は村内なのか村外なのか、説明求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部改正についてでございますけれども、現行の条文においては、公募が前提という形の条文になっておりまして、そのあたりは施設の目的ですね、例えば各地区に、今泊区、上運天区、それから玉城区ですか、そういった施設ができていの中で、公の施設の運用、施設の設置条例の中で地域に任せるということになっているんですけれども、基本条例の中では公募の条件としては、公募を前提とした条文しかなくて、今回の3項を新設することによって、公募によらない方法もとという形の内容の改正になっております。公募については、村内なのか、村外なのかということでございますけれども、公募については、現行の条例については村内だけとはなっておりません。あくまでも一般的な公募という形になっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今、公民館等とも話があったんですが、公民館についての公募と理解しているのか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 コミュニティ施設等含めてですね、地方自治法の244条による公の施設ということですので、その辺を指定管理できる基本条例があります、本村にはですね、その基本条例の中で今の指定管理者の選定に当たっては、公募による方法が前提となっている現行の条例ですので、公募によらない方法もとというように今回の条例を改正したところであります。公民館だけを前提としたものではございません。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時04分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時06分)

ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第37号について質疑いたします。

ただいま同僚議員からも質疑がありましたけれども、この改正後の第4条の3項の追加部分というのが、今回気になる、大きい部分なのかなと思っているんですけども、施設の設置目的等に照らし公募を行わないことが適当と考える場合には、村長がですね、これを行わないでもいいですよということであります。これはやっぱり公募すると県内全域の対象になってしまう。県内全域とは限らないですけども、全体的な公募ではなく、よりやっぱり村内の業者がふさわしいのではないかと、優位性を持たせる意味でもすごくいいものなのかなと思っているんですけども、今後ですね、きのうの一般質問でもちょっと出ていたんですけども、運動公園等いろいろその辺の部分も踏まえた、先を見据えた上でのこの条例改正なのか、お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 2番上原議員の質疑について説明いたします。

運動公園等についての公の施設についてもどうかということでございますけれども、今業務委託をしている状況の管理業務を行っております、運動公園につきましてはですね。その辺についても施設管理者が、より管理者も仕事がしやすいようにですね、管理している設置者のほうから指定管理に持っていきたいというふうになれば、この条例が適用されるという形になります。今のところ指定管理の、今議員指摘の施設についてはありませんので、その辺ですね、設置管理者のほうから指定管理者に持っていきたい旨のものがあれば、庁議等で諮って、その方向に持っていけることは可能だと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 そうですね、今後そういう運動公園等も指定管理にする方向、大体ほかの地域がどんどん進んでいる中で、そういうのも今後出てくるのかなと思っています。その中でやはり公募にすると、どうしてもやっぱり県内全体的な、今指定管理している団体等と比べてもですね、劣る部分も出てくるかなと思いますので、それがやっぱり公募にするとなかなか認定されにくい部分も懸念されるので、こういうのができるとすごくいいことだなとは思っているんですけども、その際ですね、どうしても村長の決定という部分もありますので、村長が認める者という部分で、やっぱり透明性というのは大事なかなと思っています。その辺は、指定管理者選定委員会は一応開催をしてですね、その委員会の中で全体的に議論した中で、また村長が認める者については、これは公募しないでおこう等ですね、そういう全体的な委員会のメンバーでも内容の審議というのは、なされていくのかなというところをお伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

条約改正に合わせてですね、公募したほうがより施設の活用がいいだろう、それから公募しないほうが地域の住民福祉の向上に最もベターだろうという判断につきましてですね、指針を定めて、その指針の中で合致したものをまた選定委員会に諮って、その後選定された内容を議会に提案しなければ指定管理はできませんので、議会のチェックも入るというふうを考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ただいまの説明の中で、施設の設置目的等に照らしというこの部分、しっかりとした指針を今後進めていくという内容でよろしいですか。その辺、やっぱり指針を定める中で、しっかりと疑念を持たれないような形の透明性のあるものであれば、本当に村内の今頑張っているNPO等にとっても有利なことに働くと思うので、素晴らしいことであると思いますので、ぜひ早期にできるような形でやってもらえたらと思うんですが、この辺の指針等はいつごろまでに制定してやっていくお考えなのかお聞かせください。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

指針の運用等の方針等につきましても、この条例が可決すると同時に進めていきたいと思うので、一応準備はされております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第2. 「議案第38号 今帰仁村庁舎建設委員会設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第38号 今帰仁村庁舎建設委員会設置条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

提案理由、庁舎建設についてさまざまな分野からの意見を聴取できるようにするため、及び迅速な議論を進めるためこの議案を提出します。ということでありますけれども、第3条第1項中「16人」を「13人以内」に改め、同条第2項を次のように改めるということがありますけれども、16人から13人以内に決めた理由ですね。それと庁舎建設委員会はいつからスタートするのかですね。こちに平成29年10月1日から施行すると書かれておりますけれども、いつごろ第1回の会合を進めていく予定なのかお伺いします。

それと委員の数ですね、委員長も採決投票に参加できるのかどうかを伺います。委員長がですね、参加する云々でまた変わってくると思いますので、答弁求めます。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 1番 與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

まず16人から13人に人数を減らしている理由ということでございますけれども、こちらの提案理由にも書いてございますとおり、迅速な議論を進めるためというのがございます。庁舎建設については、かなり喫緊の課題でありまして、できるだけ早く進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、人数が多いとそれだけどうしても意見のとりまとめ等に時間がかかる可能性もありますので、今回3人減らして、全体としては13人以内という形にさせていただいたものであります。

それから委員会の第1回、いつごろになるかというところですが、こちらは今検討しているところでございますが、できるだけ早いうちにとという一方で、まずはしっかり今庁舎建設のPT、役場の中でつくってございまして、若いメンバーを中心にしっかり議論をしております。その議論がきちんとまとまっ

たところで委員会のほうにもご説明していった、審議していただくという方向で考えております。今、若手中心とした20名以上のプロジェクトチームでしっかり議論を進めているというところでもあります。また住民アンケート等も今後進めていければと思っております、そういった住民からのご意見等も、パブリックコメントなどもやりながらということも思っておりますので、そういった状況も、ご説明できるような状況にきちんとできたところで建設委員会を開いていきたいと思っております。

それから委員長が採決に加わるのかどうかということにつきましては、条例の第6条第3項に、委員会の出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによるとなっておりますので、条例にしたがって必要な場合は委員長も採決に加わるということかと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 こっちにですね、迅速にとありますので、本当に迅速に進めてもらいたいと思います。平成32年度までにつくらなければ難しいと思っておりますので、全国的にこの4カ年間で古い庁舎を持った自治体は、これに向けてみんなスタートしておりますので、一番沖縄県でスタートしているのは豊見城市です、次に与那原町です、国頭村も来年来ます。ということで、順序よく入っていますけれども、特にもうそろそろ期限が切れている、今帰仁村の庁舎は早くつくらないとだめだと思っておりますので、迅速に、できたら平成31年度までに仕上げる予定で仕事を進めてもらいたいと思っております。

さっきの投票ですね、採決権はですね、委員長は最初から加わらないと、今の議会と同じような方法だと答弁があったんですけどもね、私は16人じゃなくて14人でも12人でも、偶数がいいと思っております。5対5、6対6になると、いろいろ障害が出てきますので、委員の皆さんで採決して決めたほうがベターだと思っておりますので、できましたら役場は一人ふやして5名になって、14名になると、委員長関係なく委員で採決できますのでね、そういう方法はないのかどうか、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番 與儀議員の質疑について説明いたします。

委員の数が14名でもいいんじゃないかという件と、あと委員長に決するという案件のことでございますけれども、本案件につきまして、庁舎建設につきまして多数決で決めるものではないと理解はしております。その中で、全体の合意形成のもとでしっかりできるようにやっていく方向でやりますので、そのようなどがどの方が有利とか、というものに持って行かないような方向に、百年に1回の建設ですので、全体の合意形成のもとでしっかりとやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 これが理想だけれど、できない時もある可能性もあるから言っているんですよ。この土地求めて何かしらしたいとある時は、やっぱり意見が分かれる可能性はないとも言えないから私は偶数でして、委員が奇数だったら、もしという場合がありますので、そうしないとじゃあ同点決勝になった場合に、どこも進めることができませんということでもありますので、私はこれは検討すべきだと思っております。では委員長一人でじゃあ6対6になった場合は決めることとなりますので、再度答弁求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

同数になって、AもBも譲らないという場合についてのことでございますけれども、そうならないようにしっかりと合意形成した上でしないと、せっかく地域のさまざまな面で中心となるべき施設で、ごたごたしてはできませんので、あくまでもしっかりとした合意形成のもとで建設していく方向で検討を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいま1番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 じゃあですね、合意形成をするようにみんなで努力しながら進めるように、できましたらあと3年で仕上げるように努力をやる予定なのかですね、平成32年度まで持ち越す予定なのかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

建設の予定の期間ということでございますけれども、PTのほうでさまざまな勉強会をやっています。来る10月6日にPFIについての業者を呼んでの説明を受けたり、補正予算にも計上してございますけれども、先進の施設の場所を視察に行きながら、しっかりと庁舎建設検討委員会への説明ができるように頑張っていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時22分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時22分)

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第38号について質疑いたします。

現行では委員は16人、全て何人と限定されているんですが、今提出された案では何人以内という、「以内」という言葉があるんですけれども、その説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 9番山城議員のご質疑にご説明いたします。

今回、何人以内という形にしましたのは、もし途中で、こちらから委員の就任をお願いした方になかなか引き受けていただけなかったりとかですね、また途中でけがや病気などをされたりしてしまった場合等に、こういった条例で完全に何人とびったり決めてしまいますと、その人が一人欠けたがゆえにいつまでも開けないとか、そういった事態に陥ることは、まさに迅速な議論を進めなければいけないという中では、必ずしもよくないのではないかとということで、場合によっては少し人数が少なくなっても開催できるようにという思いで「以内」というのをつけさせていただいております。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 再度質疑いたしますが、これは何人、13人以内という定員ですけれども、それは何人以上から開催できて、何人以下から開催できないのか。

それと(1)、(2)、(3)、2人以内、7人以内、4人以内とあるんですけれども、これが0になった場合でも問題ないのか、その辺の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 9番山城議員のご質疑に対して説明いたします。

条例上は、その定足数を明記しておりませんので、理論上は0人でも、どこかが0人になったとしても開催はできますけれども、そこは常識の範囲できちんと、補充するように最大限調整をすることかと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第3. 「議案第39号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第39号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

提案理由には、空き家入居候補者の応募について、村営住宅に空きが発生した場合にのみ入居者募集の手続を行うこととし、申込者の負担を軽減するための議案を提出します。とありますけれども、これはいいことだと思っております。空きもないのに今までは募集やっていたので、空いて初めて入れますので、これはいい改正だと思います。改正ついでに、この前のいろいろな質問でも、50万円以上の滞納がある人もおりますので、今後収納も改正できないのか。今水道料もいろいろ、通帳引き落とし云々がありますので、村営住宅も通帳引き落としの方法で今後の入居者にはその辺を促すことができないのかどうかですね、答弁を求めます。そうしたらあんな高額な未納が、滞納が今後は解消する可能性がありますけれども、これだけじゃなくして、申し込み時点、公募が決まった時点で未納のない方法、滞納がない方法ができないのかも伺います。

それと、今申し込みですね、何名あるのか。次、空いた場合ですね、申し込みは順次やるのか、残っているメンバーでくじ引きで入居するのかわですね、新たな住宅は、もともと申し込み云々じゃなくしてくじ引きの方法であったと思えますけれども、今後の公募、空き家があった場合、残っているメンバー、どういう方法でやるのか、改正後ですね、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員の今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に関する質疑について説明いたします。

まず今回の条例改正につきましては、条例第11条の空き家入居候補者の募集に関するものをですね、空き家が発生した場合に、その発生場所について公募して募集するという方向での改正でございます。現在のところですね、今年度まで空き家入居待ちの募集は終えています。現在で、各団地ごとの募集の空き家待ちを決めますので、全体では16人が待っています。一番多い団地のほうで、仲宗根団地のほうで6名が待機待ちということで、あと山岳団地が3名、玉城団地が2名、ほかは各1名という形で、16名が待機待ちであります。その状況で、その方々が過去に入れたかということ、昨年玉城団地のほうで1人があって、

玉城団地の待機待ちの方が入居している現状があります。それでも年に1人、入れるか入れないかの状況ですので、空きもないのに抽選の所得証明であるとか、さまざまな書類を役場からとってですね、場合によっては仕事も休んで役場のほうに抽選に来られますので、その辺の負担も軽減できるだろうと。空きが出たときに、しっかりと公募をして、団地等への入居の募集を図ろうという趣旨での内容であります。

あと滞納をなくすための方法として、議員が提案のとおりですね、通帳からの引き落としについても、現在も少しやっております。それでも対応できない方々もいらっしゃいますので、それらに応じてできるだけ職員の負担の軽減にもつながりますので、通帳の引き落としの方法をとっていく方向で進めております。現状でもそのように進めているところです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 16名がまだ残っているということですがけれども、もし仲宗根の団地が空きになった場合ですね、この6名が終わってから公募するのかわかりませんが、まだ6名残っていますので、空いてから公募して、また7名、8名で順序よくやるのか、抽選するのか。別のところもそうですけれども、今残っているメンバーが入居した後のことなのか。空いた場合、今残っているメンバープラスアルファでやるのかお伺いします。

もう一つですね、通帳引き落としですね、我々羽地大川は、申請のときにも早く、通帳の番号をセットします、申請時にですね。水道を申し込みしたときに、半年に1回通帳から引き落としますよと、了解して引き落としをやっていますので、そういう方法をとったら、この未納が半分以上整理すると思いますので、今後どういった方法でやるのかわかりませんが、一番未納が多いのは村営住宅だと聞いていますので、三税より。ぜひそういう方法もとるべきだと思っておりますので、再度答弁求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まず仲宗根団地のほうで現在6名の待機がいらっしゃるんですが、仲宗根団地のもし空きが出た場合ですね、その6名の中からの今年度中は待機待ちということで、待機待ちの権利がございますので、その6名の中からの抽選になります。あとほかの団地についてもですね、空きが出た場合には、平成29年度の待機待ちということで登録されているメンバーの中から抽選となります。それ以降に発生した場合には、それ以降に出た分についての新たな募集、抽選という形になります。

あと申込時において通帳からの引き落としに関する質疑についてでございますけれども、それについては入居当時にしっかりと滞納しない旨の誓約書なり、保証人などのものもやっておりますので、まずは通帳からの引き落としを前提に進めております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 再度確認しながら、今のおのおのの団地に申込している方々が終えて後の新しい方を公募という形で理解していいですか。16名整理終わった段階で、極端に言えば仲宗根団地で6名整理した後、山岳団地だったら3名した後、空いた場合は処理という形でいいですか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

議員が質疑しているとおりでですね、各団地ごとの待機待ちの方々が終えた段階で、10月1日以降から施行される条例が適用されてということになります。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ただいま1番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** この改正ですね、無駄に期待して待たなくていい感じがしますので、いい改正だと私は思っています。当たるか当たらないか、何年後かわからなくて、毎回応募して、毎回やっている人もいますので、ぜひ期待だけさせていつ入れるかわからない形が今まででしたので、いい改正だと思っております。以上終わります。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ **5番 與那勝治 議員** 議案第39号について質疑いたします。

今、同僚議員からありましたのである程度は理解しておりますが、先ほど説明の中で待機待ちが終わり次第というのがあったんですけども、この附則の中に有効期間においては効力を有する、この有効期間というのは、何月何日までというのがあるのかどうか。またこの村営住宅の空きが出るまでの、空きが出て後というんですか、出るまでのまずプロセス。アパートだったら何カ月前までに出ますよとか、そういうのがあると思うんですけども、その辺の決まりがあるのかどうか。出て後、それから公募に入っていくと思うんですけども、どのような段階でと言いますか、空きが出るとわかって、公募をかけて、抽選等々行うのか、この辺の流れとかプロセスの説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 5番與那議員の質疑について説明いたします。

まず空き家入居候補者の有効期間と言いますか、それにつきましては有効期間は1年とするということで現行でありますので、経過措置によりまして、平成29年度の待機待ちについては、各団地ごとによりまして、16名がその有効期間が満了するまではその対応になります。その中で、例えば天底団地が今お一人なんですけれども、2部屋ずつ空いた場合には、1部屋については新たな公募になりますので、それについては全体公募という形に、団地ごとになります。

あとどの段階でということなんですけれども、明らかに何月何日、現在入居されている方から出てきて、それから張りかえとかいろんな作業を終える段階、見通しがつく段階でですね、募集をかけてやっていきたいと。早目にわかれば2カ月前から募集しまして、1カ月で改修、清掃等をして入居の範囲が決まってくるかなというふうに考えております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 5番與那勝治議員。

○ **5番 與那勝治 議員** この有効期間については1年間で、平成29年度というと3月31日までということになりますね。それ以降は、もうこの空き待ち順番の抽選結果は反映されないということですよ。空きが出てきたときに、みんなで行うということでもよろしいでしょうか、説明を求めます。

あと募集期間ですね、どのぐらいの期間があるのか、1カ月なのか、何日なのか、これが決まっているのか、説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 休憩します。

(休憩時刻 午前10時38分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)
島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 5番與那議員の質疑について説明いたします。

空きが出た場合に、どれぐらいの日程で募集するかということなんですけれども、今のところ条例しか手元になくて、確かな、きちっと規定に定まった説明はできないんですけれども、社会通念上の常識の範囲でやっています。3カ月程度の期間において、前から、明らかなものについては募集をし、いつごろ入居だということで手順を踏んでいますので、その範囲でやっています。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 常識の範囲内ということでありましたけれども、これ募集の方法ですね、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

募集の方法につきましては広報を活用したり、ホームページにも掲載し、それから区長会等を通じて募集はやって、通常どおりの募集と同様にやっていきます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4. 「議案第40号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第40号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてですが、提案理由を読んでも余り、ピンと理解できませんのでですね。次のページには第3条及び第4条中、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改めるということであってですね、附則の中にこの条例は、公布の日から施行し、改正後の今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。ということを書いてありますけれども、我々個人の固定資産が変わるのか、また別のなのか、詳しく説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 ただいまの1番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

今回の議案第40号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてですけれども、これについては個人の住宅ではなくて、例えば第3条なんですけれども、観光地形成促進地域における課税免除、これについては庭球場、それから水泳場、スケート場、ゴルフ場、遊園地といったスポーツ、レクリエーション施設、それから劇場、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館などといった教養文化施設、それから展望施設、温泉、保養施設、海洋療法施設などといった休養施設ですね、それから会議場、研修施設、展示施設といった集会施設、それから小売り施設、飲食施設といった販売施設なん

ですけれども、この販売施設についてはこの事業、業務を行うものの事業の用に供される施設とあり、観光の振興に資する施設と一体的に設置される施設で、政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして、沖縄県知事の指定するものに限るといえるものがございます。

それから第4条のほうですけれども、産業高度化・事業革新促進地域における課税免除、これにつきましては事前に県知事の計画認定が必要となってきます。対象事業としては製造業ということで、道路貨物、運送業、梱包業、卸売業などがございます。それから機械修理業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業などの産業高度化事業革新促進事業などが該当するということとなります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 課長の説明を聞いてみたら、我々個人の固定資産税には何ら関係ないということに理解してよろしいですか。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 ただいまの質疑について説明いたします。

1番議員がおっしゃったように、個人の住宅とは関係ないものでございます。以上でございます。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第5. 「議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてということで、提案理由がですね、国の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の改正に伴い、必要事項を定めるため、この議案を提出します。と書かれていて、次のページでは農地流動化対策円滑化プロジェクトチームを構成員と職名があって、次に改正ですね、新規就農者サポート員ということで、1つが改まっていますけれどもね、報酬の月額と書いて月額4,000円以内と両方書かれておりますけれども、その農地対策円滑化プロジェクトチームの構成員と新規就農者サポート員ですね、村にはおのおの何名いるのかですね。1人で兼務なのか。仕事内容はどのような仕事なのか。月額4,000円では普通は余りいけませんので、仕事の内容、どういったことをやるのかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 1番 與儀議員の質疑についてご説明申し上げます。

今回、議案提案させていただいておりますのは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、新規就農者サポート員を追加するということとあります。この新規就農者サポート員の内容なんですけれども、これにつきましては平成28年度まで青年就農給付金という形で、45歳未満の方が就農された場合に、最長で5年間給付金を受けられるということとありましたけれども、その名称が農業次世代人材投資資金というふうに、事業の名称が変更されました。それに伴いまして内

容が一部変わってまいりまして、平成29年度からの新規で投資資金を交付される対象の方については、新規就農サポート員を交付当初から専属で張りつけて、給付の期間ずっとサポートを続けていきなさいということでの内容がありまして、これにつきましては内容として経営栽培技術、それから営農資金の確保、農地の確保の各課題に向けて、このサポート員は交付対象者をサポートしていきなさいという内容であります。今のところ人数ということでもありますけれども、経営栽培技術については指導農業士を充てたいというふうに考えておりますけれども、これは今、今婦仁村内に6名ほどいらっしゃいます。畜産と言いましょうか、肉用牛、あと花卉、野菜、果樹、サトウキビ、スイカという感じで、6名の方をおのこの作目に合わせて配置していきたいと。あと資金面のことについてはJAの金融のほうとご相談させていただいて、委嘱していきたいというふうに考えております。農地の部分については、今回農業委員会の法律も改正されまして、農業委員、それから最適化推進委員もおりますので、そこの部分を移植して配属したいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 さっきの課長の説明では、新規就農、同様の事業があったけれど、名称が変わってということでもありますけれども、じゃあ名称は変わってもそれはまだまだ継続してあるということですよ。そのためにこういうもの、新規就農のサポート員が指導、助言、農家とともに難儀するという、メンバーとして理解してよろしいですよ。

それとですね、仕事内容は1日やるのか、日額が4,000円以内と書かれていますので、これだけでできるのかですね、午前中やっているのかですね。8時間では、これは最低賃金にも達しませんので、どういふことをやるのかですね。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

日額が4,000円以内ということもございますけれども、交付対象になられる方の圃場の確認であったり、相談業務であったりということもありまして、1日かかるのか、半日かかるのかということについては、おのこのケースも経営状態によっては変わると思います。特に何時間というふうな定めとかというふうなことは今持っておりませんが、おのこの状況に応じての時間で対応していくということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 さっき課長が村内に6名いるということであったのはですね、これは職員じゃなくして農家が兼務してのサポート員ということですよ。職員が経済課にいろいろいますよね。その方じゃなくして農家が農家をサポートする委員として理解してよろしいですか。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 先ほど6名いらっしゃるということで回答いたしましたけれども、その方々については、作目による農業士というんですか、農業指導士になります。この方々が実際に農業される新規就農者につく形で指導していくということになります。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時54分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第41号に質疑いたします。

今同僚議員からもいろいろありましたので大体のことは理解できたんですが、これは青年就農給付金から新たにまた制度が変わって農業次世代人材投資資金ということで、今青年就農給付金を受けている方は自動的に切りかわる形で理解してよろしいですか。今既に5年ですよ、今まだ途中の方もいらっしゃると思うんですけども、その辺お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 2番上原祐希議員の質疑についてご説明申し上げます。

平成28年度までに受けられていた方々も継続してそのまま給付金を受けることになります。平成29年度からの対象者については、新たにそういう部分を強化していくという意味で、このサポート員を配置しなさいということになっております。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 これはまたじゃあ継続する人もいつつ、また新規でする方は、より新規就農者に対してサポートしていきましようということで理解しております。これは今の説明では農地確保であれば農業委員会の方が誰かしら兼務する形で、営農に関しては指導農業士、先ほどの6人の中からそれぞれ作目ごとで、これは行政のほうで、例えばその新規就農をする方の作目に合わせてあてがっていくという言い方が正しいのかどうかかわからないですけども、あてがっていくのかということの確認と、資金面はJAとの協力のもとやっていますよという、それぞれ各分野ごとの方を、この新規就農者に対して村がしっかり確保していくという形で理解してよろしいでしょうか。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

このサポート員については、村長が委嘱するという方向で考えております。それから先ほど議員がおっしゃられました作目ごとに指導士を充てていくのかということについては、ある程度作目ごとに、肉用牛から先ほど言いました6名、スイカまでおりますので、その方々を適切な作目ごとに配属していきたいというふうに考えております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時13分)

日程第6. 「議案第42号 平成29年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題とします。

まず歳入は一括です。これから歳入の質疑を行います。

質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 歳入8ページから歳入1款村税、2項固定資産税、1目固定資産税の1節現

年度課税分の中の償却資産826万円の説明を求めます。

次の10ページ、歳入13款分担金及び負担金、2項負担金、3目教育費負担金、1節教育費負担金の中の人材育成事業（少年の翼）40万5,000円ですけれども、この中にこしは父母の意見でユニフォームを買うお金がなくてということで、来年2月に行くメンバーは初めてユニフォームがなくて行く形になりますけれども、この予算の中に今まで買ってきたユニフォーム代でも組み込むことができないのかお伺いします。

次に12ページ、歳入16款県支出金、2項県補助金の2目民生費県補助金の待機児童解消支援交付金事業の5,017万7,000円、それと沖縄県子ども貧困対策推進交付金の347万5,000円と、次の4節農業費補助金の1節農業補助金、青年就農給付金事業のマイナスの2,175万円の説明と、次の農業次世代人材投資資金推進事業に2,181万円の説明と、9節の沖縄振興特別推進交付金の災害に強い栽培施設の整備事業、どこの場所なのか、何名に5,818万9,000円の補助を受けているのかお伺いします。

次に6目教育費県補助金の4節学校教育費補助金の放課後児童健全育成事業、これの説明と5節沖縄振興特別推進交付金、こっちも放課後児童クラブ支援事業、何カ所の児童クラブに189万4,736円の事業を進めているのかお伺いします。

次に13ページ、歳入17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入の821万1,000円、どこの土地を売ったのか説明を求めます。

最後に15ページ、19款繰入金の1目繰入金、1節繰入金の財産購入基金の290万円、どこの財産を購入したのかですね。

次に今帰仁村入学準備貸付基金600万円の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 ただいまの1番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

歳入8ページ1款村税、2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年課税分の償却資産の補正についてですけれども、当初予算のときの見積もりの際に、通常償却資産というのは積極的な設備投資がない限りは減となるんですけれども、新規の申告ですね、そういったものを考慮して現年並みということで予算計上していたんですけれども、実質はそれ以上に増があったということで826万円の増額補正ということで予算計上しております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

10ページ、歳入、3目教育費負担金の人材育成事業（少年の翼）の件につきまして、今年はユニフォームがなしということですが、予算の中に組み込むことができないのかということでございました。それにつきまして、前回6月定例会でございましたけれども、6年生の保護者より自己負担額が高いために申し込みを断念したということで教育委員会の中で議論をされ、ユニフォームを購入せず私物で対応していくということで、お話をした経緯がございます。その予算のユニフォーム作成についてですね、受益者負担の原則により公費から支出は対象外と、対象外と言いますのは一括交付金で実施している事業でございまして、それは今回はできないというふうに回答を出しているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

12ページ、16款2項2目6節待機児童解消支援交付金事業についてなんですが、この事業については、沖縄県が待機児童に関する問題を解消する目的で市町村が行う事業に対して、予算内で交付する事業であります。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

同じく12ページになります16款2項2目の先ほど幼保連携推進室長からもありました項目の下の段です、沖縄県子どもの貧困対策推進交付金についてでございますが、こちらは歳出の41ページ、42ページに組み込まれている小学校、中学校の就学援助の拡充を県から4分の3を交付金として歳入として受けるということになります。平成27年度が基準年度になりまして、そこから平成29年度の拡充についての4分の3ということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 1番與儀議員の質疑についてご説明申し上げます。

歳入12ページ、16款2項4目1節農業費補助金の中の青年就農給付金事業のマイナス2,175万円、それから農業次世代人材投資資金推進事業2,181万円の説明についてということでございますけれども、先ほどの質疑の中でありましたように、事業名称の変更に伴っての組みかえになります。金額が若干、2,175万円から2,181万円に、6万円ほど増額になっておりますけれども、先ほどのサポート員の報酬の分が歳出で6万円組み込まれておりますので、その分も交付対象ということになりますので、増額になっております。

続きまして16款2項4目9節災害に強い栽培施設の整備事業について5,818万9,000円ございます。これにつきましては村が実施主体となってやる分と、JAが実施主体となってやる分の2つございます。村の分につきましてはスイカ農家を対象にして、4対象農家が4戸で、事業量につきましては6,684㎡ということでございます。JAの実施する分についてですけれども、スイカ、輪菊、ゴーヤー等ですね、戸数的に言いますと19戸の農家が対象となっております。これJAのものについてはすみません、場所まで明確なものがなくて、JAの事業として上がってくるものなので、ちょっと把握できてない部分がございます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

同じく12ページ、16款2項6目教育費県補助金の中の4節学校教育費補助金にあります放課後児童健全育成事業の449万8,000円につきましては、村内の各学童クラブが小学生を対象に放課後児童健全育成事業として運営されておりますが、その施設の安定的な運営を行うための県、国補助の事業を展開しております、4施設が対象になっております。本年度当初に計上した事業費で事業を展開しているわけなんです、実際に児童数に応じた運営費の補助になっていきますので、年々変動がございます。それで本年度の事業計画を徴したところ増額になりまして、449万円についてはふえた分の3分の1の金額がその金額になっております。

それから5節の沖縄振興特別推進交付金の放課後児童クラブ支援事業につきましては、本年度新たに新

設された県事業でございます。そちらのほうは先ほど説明した運営費ではなくて、放課後児童クラブが実施している施設への保守的施設整備、ランニングコスト的なものになりますが、1事業所が電気設備の修理、それと外装工事の予定をしております、県のほうに申請されて、今から調整していくものとなっております。そちらのほうは県の補助のみでございます、補助額としては95分の90ということで、約94%の補助額となっております。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 1番與儀議員の質疑について説明します。

13ページの1節土地等売却収入の中で土地売却収入の場所はどこかという質疑だったと記憶していますが、場所は字運天、運天漁港の前の村道がありますよね、村道沿いの村有地であります。

それと引き続き15ページのほうの繰入金の中の財産購入基金の290万円の内容ですが、建設課の道路維持費のほうの道路用地の購入関係の事業で220万円、それから道路新設改良費の用地購入に70万円を充当している状況であります。

続きましてもう1点が今帰仁村入学準備金貸付基金ですね、そのほうは基金のほうから繰り入れしまして、教育委員会の事務局費のほうの貸し付けのほうですね、21節貸し付けのほうへの予算充当という、計上となっております。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 再度ですね、確認していきたいと思っています。8ページから、今償却資産云々が出てきましたけれども、何件なのかですね、お伺いします。

それとですね、10ページ、人材育成事業ですね、村長、今まで酒田に行って何十年間もユニフォームは父母が負担してきましたけれども、大体2万円以上かかるということで、去年行ったメンバーが、もうユニフォーム買わないで私服でということであってですね、本年行くメンバーに聞き取りしますけれどもね、負担金が多くて、子供たちが行くのに云々あってですね、子ども会、実行委員会では10月に酒田市に行くメンバーはユニフォームなしということで決めておりますけれども、どうにか何十年も続いているユニフォームだったんだけれどもということで、今の課長の説明では、この一括交付金からユニフォームの購入は難しいということでお聞きしましたので、ぜひですね、今後考えてもらいたいのは、ふるさと納税で今帰仁村の子供のために、人材育成のために使ってほしいという予算があるということもありましたので、その中から2万円の中の半額補助とかですね、今後可能なのかお伺いいたします。そうしないとですね、今後今帰仁村は3名に1人の貧困世帯ということで、子供が頑張ってもですね、資金がなければどこにも行けませんので、ぜひ半額補助を検討してもらいたくてお伺いします。

次に12ページですね、待機児童云々ですね、今からいろいろ幼稚園が整備されて、来年度からは幼稚園に保育所のメンバーも入所できるということになっておりますので、来年度からは今帰仁村でも待機児童ゼロになるのかどうかですね、お伺いいたします。

次の貧困ですね、就学援助金云々があったんだけれども、347万5,000円の対象は何名の子供たちがいるのかお伺いします。

次に教育県補助金4節は学童の運営費ということでした。次の5節の放課後児童クラブの支援金は修理

云々できるということであったんだけど、これは学童クラブはこのクーラーまでも将来考えて入っているのかですね、お伺いいたします。ぜひ学童もクーラーを入れるべきだと思っていますのでね。

次に13ページ、不動産売払収入、課長の説明では運天ということであったんだけど、この前運天で事業の説明があつて、私行ってきました。漁港の前ということで、向こうの事業の云々のために売却したのかお伺いします。いろいろなリゾートホテルができる可能性があるみたいですので、向こうに売却をやったのかどうかお伺いします。

15ページ繰入金、今婦仁村入学準備金貸付基金ですね、600万円、今後ですね、この基金、毎年毎年多くなっていくのかどうか、そのままで、現状維持で貸し付けやるのかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 ただいまの1番興儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

歳入8ページの1款2項1目固定資産税の償却資産についてですけれども、新規の償却資産の申告は23件でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 1番興儀常次議員の質疑に対してお答えいたします。

少年の翼のユニフォームの負担をですね、ふるさと納税などを活用してできないかという質疑だと思いますけれども、先ほど社会教育課長が答弁したとおり、この事業は一括交付金を使ってずっとやっております。やっぱり一括交付金もですね、おわかりのとおり前年度に比べて4千5、600万円減になっております。もちろん負担もなく行くのは理想なんですけれども、まだこの少年の翼は募集しても希望者が多くてですね、抽選でやっている状況です。ですからこの2万円の負担があるから行きづらいという理由もあるかと思いますが、まだまだ2万円のユニフォームを自己負担してもですね、まだ行きたいという抽選という状況もありますので、こういうどっちかといったら旅費とか向こうでの宿泊費とか、そういうものじゃなくて、その行くための一つの団体として行く場合にはユニフォームはあったほうがいいと思うんですけれども、これは少年の翼だけじゃなくて、ほかにもいろんなスポーツ大会とか音楽とか、村を代表して小中高校生行っていますので、そういうユニフォームまでそういう事業から出すとなると、全体の予算はふえるし、それからまた人数を、今行っている人数を減らすとか、いろんな議論が出てくると思いますので、現段階として今教育委員会から答弁のあったように、ふるさと納税からユニフォームに充当するのは、ちょっと難しいのではないかと。ふるさと納税の活用についてもですね、前の一般質問等でも出ましたように、今給付項目があるわけですが、それについてもきちっと次年度から、給付の額はなかなか流動的になると思いますけれども、それは別としてですね、この項目については今後どのように納税を有効に活用して、村のいろいろな福祉とか教育、文化、産業につなげるかということを議論しながら、このふるさと納税の項目についても、活用方法についても検討していく考えですので、ユニフォームにふるさと納税を充当するということは今のところ考えておりませんので、ユニフォームの件については、今後教育委員会と意見交換する中で検討はしていきたいと思いますが、平成29年度事業として2月ですか、少年の翼事業あると思いますけれども、それにちょっとユニフォーム代を充当するということは、現段階では考えていません。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

待機児童が次年度解消されるかというご質疑でございましたけれども、施設の定員の見込み量については、保護者のニーズ調査や村の子ども・子育て会議の中で協議して決定しております。3・4・5歳児のお子さんについては、ほぼ待機児童はないだろうと見込んでおりますが、0歳から2歳までのお子さんについては、想定以上のお子さんが希望する状況にあります。これにつきましては、施設が整備されるということで、これまで潜在的な待機児童であった掘り起こしが進むものと見られますけれども、現在それも踏まえて次年度以降については解消されるものとみて取り組んでおります。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 先ほどのご質疑について説明いたします。

県の子どもの貧困対策推進交付金でございますが、今回補正を出した分が就学援助の拡充分ということでご説明をしたところです。当初161名ほどの試算を出しておりました、計算を出しておりましたけれども、子ども応援支援員を配置して、子供たちの困りごとに寄り添う形でいろいろ相談支援を行っているところで、就学援助につなげたほうがいいという家庭については、随時つなげる形にしております。以前までは期限を切って、期間を区切って申請をしていたところなんですが、現在は必要に応じて制度にのけるような形でしていますので、今200人余りになっているかと思えます。すみません、確かな人数がないんですが、今回平成29年度はこれまで給食費の半額を補助しておりましたけれども、平成29年度からは全額ということになりましたので、思いのほかニーズもふえたということで、県のほうにはまた交付申請を出したということで、今回347万5,000円の補正をしているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまのご質疑について説明いたします。

同じく12ページの6目教育費県補助金の中の4節で説明しました放課後児童健全育成事業における学童クラブでのクーラーの設置についてのご質疑でしたが、その運営費補助の事業の1つの項目として、放課後児童クラブの環境改善事業という1つの項目として備品購入費がございまして、その中にはクーラーの設置が認められております。平成25年度から既存の学童クラブに対して運営費の補助が始まっているんですが、それ以前からクーラーが入っていたのか、それからまたこの事業を利用してクーラーが整備されたのかというのはちょっと把握しておりませんので、また現在クーラーが設置されているかについても、ちょっと確認されておりませんので、そちらのほうは確認して後日報告させていただきたいと思えます。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

13ページ、土地売却収入、今回村有地の一部、村が売った面積は690㎡ですね。隣接してこの開発する事業者が土地を持っていたわけですけども、その一部の村有地、可能なのを契約して収入としてやっているということです。今、議員がおっしゃっていた、先ほどお話した9月24日の運天構造改善センターでのですか、そういう話であれば自分のほうにも情報は耳に入っております。それであれば同じ場所という考えですね。

それともう1点ですね、次の15ページが今帰仁村入学準備金貸付基金のほうですね、そこのほうは今ふるさと納税のほうから活用させてもらって、入学準備基金の積み立てを行って、またそういう貸し付けに運用している状況です。その貸し付けのやり方が半年据え置きで、3年で返していくという方法だと伺っておりますので、3年もあるために、少なくともまた来年ですね、今の程度でいくんだったら、さらに600万円ですか、少なくともそれぐらいは必要になってくるだろうと考えております。細かい運営に関しては担当課のほうで答えていただければと思います。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 村長、少年の翼のユニフォームの件ですけれども、子供たちはどのお金でユニフォームを買ったか、私は知らないと思うんですよ。この事業に組まれて買ったのか、父母が出してユニフォームだけは買っているのかということで、ユニフォームは毎年支給されていますのでね、最初から。村長も議長もともに酒田市に行ってきたと思いますけれどもね。あちこち行って、私服だったらどこの子供かわからないしということがあってですね、ぜひどうにかできないのかなと思って今質疑しています。半額でもできないのか。それとまた来年の父兄が、いや我々は2万円負担しても子供にユニフォームを買って行きますとなった場合ですね、子供はどこからこのユニフォームの原資が出ているかわかりませんので、我々のときだけはユニフォームがなかったという苦い思い出になる可能性もあるんじゃないかと思って、今どうにかできないかということで質疑しておりますので、再度答弁を求めます。

次ですね、沖縄県子どもの貧困対策事業ですね、さっき課長の答弁で給食費云々がありました。ぜひこっちに回してもらいたいと思います。私も区長のときに、給食費未納のお家をまわってきました。子供がいるときにこんな話できないんですよ。学校で給食費云々でね、学校に子供が登校拒否をする可能性があってですね、一番貧困が見えるのは給食費だと私は思っています。ぜひですね、給食費未納のお家はですね、中身も見ながらサポートしてもらいたいと思っております。給食費未納だから飯を食うなどは言えませんのでね。昔は卒業してから、子供が卒業してからとろうという話もあったんですよ。ぜひですね、そういうところできたらな、もっと使い勝手がいいように、また子供がいいようになると思いますので、ぜひ給食費未納のお家は援助金で対応するように頑張ってもらいたいと思います。

次放課後児童クラブですね、修理にはクーラーまでも枠に入っているということでもありますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思っております。

最後の15ページですね、今帰仁村入学準備金貸付基金は600万円から来年もということでもありますので、最高幾らまで基金ということで考えておりますか。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 1番 與儀議員の少年の翼のユニフォームの予算の件ですけれども、先ほど答弁しましたようにふるさと納税を活用してのユニフォームの計上については、村長としては考えておりません。少年の翼団体として行くユニフォームの必要性は理解できますけれども、その点については所管している教育委員会のほうから答弁させたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 與儀議員の質疑についてお答えいたします。

今年度のユニフォームがないということの経過、先ほどの社会教育課長の説明でよく理解しました。私としましては、先ほど村長からもあったんですが、村の代表として、今帰仁村の代表として行く場合、やっぱりユニフォームの必要性というのはあろうかなと思います。そういう場合に、何か事業をする場合に、今回少年の翼の事業なんですけど、そういう場合に毎年同じ事業をするということに際しまして、やはり中身のものがぶれるというのはよくないと思います。ユニフォームに関しても、本当にユニフォームを着用するというのであれば、内容の中にしっかり盛り込んで、それを負担する、負担しないということをしっかり話し合っ、それが年度ごとに変わるということがないようにすることが大事なかなと思いますので、今回のことを教訓に、その方針等をしっかりと示していくということが大事になると思いますので、そのあたりを考えていきたいと思います。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 田港朝津学校教育課長。

○ **田港朝津 学校教育課長** ただいまのご質疑について説明いたします。

15ページに計上しております今帰仁村入学準備金貸付基金の600万円と、それから今後どの程度見込まれるかということですが、先ほど企画財政課長からも報告がありましたとおり、お一人大学等へ進学される父母の方に貸し付けを行う事業でございます、貸付後の半年後に1万円ずつの想定で返していただくということで、30万円でしたら30月で返していただくという形で事業がめぐって行く形に試算できます。それで年間毎年20名に30万円ずつを貸し付けできると、委員会の見込みとしてはおおむね2,000万円あれば事業はめぐるものだというふうに計画しているところでございます。

○ **東恩納寛政 議長** 仲村美奈子福祉保健課長。

○ **仲村美奈子 福祉保健課長** 1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

議員がおっしゃるように給食費未納の世帯が、大変生活に困窮しているという可能性が大変大きくて、子ども応援支援員がいろんな支援をしながら訪問していく中で、給食センターの職員と一緒に回りながら、困りごとを確認しているところでございます。ですので給食費が半額助成から全額助成になったということは、その世帯にとっては大きな拡充なのかなと感じておりますので、今後も訪問等も強化しながら、その世帯の確認をしていきたいと考えております。

○ **東恩納寛政 議長** ただいまの1番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 少年の翼ですね教育長、応募の段階で負担金は幾らということで明示したほうがベターだと思います。行く決定して後じゃなくてですね、応募の段階でユニフォームは幾ら、負担金ですよということで、父母の理解のもとで公募したら、応募の中から抽選して決まりますのでね、決まって後、計算して負担金幾らというのが今の状況だと思うんですね。ぜひ最初から、これは一括交付金でやりますけれども、このユニフォームは個人負担ですよ説明も入れながら進めてやったらこういうことは発生しないと思っていますので、今後その検討をなさるのかどうか。

○ **東恩納寛政 議長** 玉城 奎教育長。

○ **玉城 奎 教育長** ただいまの與儀議員の質疑にお答えします。

現在の要項の中にも、このような方針等は示されているんですが、今年度のユニフォーム代がある、次

年度はない、そのようなぶれがないようなことが大事だと先ほどの答弁で申し上げたことですが、方針の中でやはりこの負担金等をしっかり盛り込むことは大事だと思います。それで先ほど申し上げたように、事業を推進する場合に年度ごとに変わるというのは好ましくないことですので、しっかり方針が固定して、しっかりした方針になるように、これからしっかり見直しして、今の議員の提言も取り入れて考えていきたいと思っています。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時54分)

午 後

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き日程第5. 議案第41号歳入の質疑に移ります。

質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 歳入の10ページお願いします。13款2項3目教育費負担金、その中の人材育成事業(少年の翼)、これは来年実施されるとしたら、何回実施されることになるのかですね。それから資料を持っていたらでよろしいですけれども、延べ人数は何名なのか。それからこの40万5,000円の詳細についてお伺いします。

12ページお願いします。16款2項4目6節畜産業費補助金、肉用牛母牛増頭改良推進事業、これの細かい説明を求めます。

それから14ページ、18款1項1目一般寄附金、1節寄附金1,731万円、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金1,731万8円となっております。これの詳しい説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 6番吉田議員の質疑についてご説明いたします。

10ページ、歳入13款分担金負担金、2項負担金、3目教育費負担金、1節教育費負担金の40万5,000円の詳細につきましては、ふれあい少年の翼の食費でございます。研修期間の昼食代、夕食代の食費で自己負担分ということで出しております。

延べ人数が資料として手持ちを持っていませんが、第1回目からすると千人弱というふうな数字とっております。回数については今回で28回目でございます。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 6番吉田議員の質疑についてご説明申し上げます。

12ページ、16款2項4目6節畜産業費補助金の中の肉用牛母牛増頭改良推進事業についてでございますけれども、この事業については牛舎に監視カメラを設置する事業であります。これによって分娩時であったり、牛の首が柵に挟まったりとかという事故を確認できると、夜間でも確認できるというふうな内容でございます。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 6番吉田議員の質疑について説明します。

14ページ、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金の補正額の内容なんですが、それにつきましてはまず使途項目であります未来を担う子供の育成子育て支援事業ですね、そこに310件で、600万8

円ですね。それから2番目の自然の環境保全云々、地域産業振興事業は281件で489万円、それから3番目の世界遺産今帰仁城跡の保全、スポーツ活動充実事業、これが82件で142万円、それから4番目の健康でやすらぎの福祉むらづくり、これはむらづくり活動に関する事業ですね、これは33件で60万円。それから5番目のその他目的達成のために村長が必要と認める事業ですね、そこは257件で440万円、合計が今の補正額となっております。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 この人材育成事業ですけれども、今千名近い子供たちが酒田市を中心に行っているわけですが、先ほども同僚議員からもありましたけれども、このユニフォームが第1回からずっと支給されているということでありまして、これについて一括交付金で難しいということであれば、ほかの財源で可能であるのか、それとも絶対に無理であるというのがはっきりしているのか、それについて伺います。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時40分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時41分)

質疑漏れです。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 12ページの監視カメラですけれども、この個数ですね、このカメラの個数、それから支給する農家世帯の戸数ですね、それについて確認をしたいと思っておりますので、答弁を求めます。

それからうるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金ですね、そのあたりは子供のために使ってほしいということが一番多かったようでありまして、これのほうの先ほどの関連もありまして、子供のために使っていくということを考えた場合に、最初の質疑と関連しますけれども、ユニフォームもこれから可能なかどうかですね。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時42分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時43分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの6番吉田議員の質疑にお答えします。

ユニフォームがふるさと納税からの支出はできないという答弁が先ほどございました。それ以外の財源はないのかということですが、今のところそれ以外の財源があるとは認識しておりません。ただし不可能かと言われたら、その不可能かどうかのお答えは非常に難しいんですが、例えばどなたか、篤志家がいらっしゃって、これを子供たちのユニフォームの購入に充ててくださいという方がいらっしゃればそれはできるんですが、そういうことしか今答弁できません。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 6番吉田議員の質疑についてご説明申し上げます。

カメラの導入農家の戸数、それからカメラの設置個数ということだと思います。カメラの導入を行う戸数については、対象農家1戸となっております、1農家です。この牛舎に設置するカメラの個数なんですけれども、申しわけないんですが、ちょっと詳細を持ち合わせていなくてですね、ただカメラの性能的にあって360度監視できる、それから25mから30mほど離れているところまで映せるという、赤外線での暗

所でも見渡せるという高性能のカメラになっているということでもあります。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 6番吉田議員の質疑について説明します。

14ページですね、今回ふるさと納税ですね、お客さんのご厚意で寄附いただいたものですので、今回寄附金で受けて、しっかりと歳出のほうの8円まで積立金にまずは積む考えで補正に上げております。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 ちょっとはつきりしない点がありましたので、この人材育成事業について改めてお伺いします。

一括交付金では難しいということだったと思いますけれども、ふるさと納税を活用したことも、これは絶対にできないということなのか。それともほかの財源を含めてですね、このふるさと納税を活用した方法でユニフォームが可能なのか、これは可能でないなら可能でない。それからその他の財源に使うということは、今のところは難しいということなのか。あるいはこれから検討して、財源を探してみるというか、そういう考えがあるのかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 今の質疑にお答えします。

ふるさと納税で可能かどうかというのを先ほどもそれはできないという答弁がございました。ほかの財源も今は探せないということでもあります。ほかからまたそれに充てるかという、今ご質疑だったと思うんですが、それも考えておりません。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 歳入について質疑いたします。

19ページ、22款1項7目臨時財政対策債、これは351万8,000円上がっておりますけれども、これですね、交付税等が減らされて、この臨時財政対策債で補っているのかですね、この補正増の理由の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 5番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

今回議員がご指摘したように、基本的に臨時財政対策債というのは国の考え方では普通交付税の減額を補うという考えで交付を受けているものであります。当初予算ベースでは見込みを立てまして、1億2,000万円予算計上していましたが、当初予算を組んで、国の調査ものの中でですね、当時予算調べとか、その中で単独で使っている単独事業費あたりですね、そういう調査ものがありまして、そういったものを事務方として、県を通して報告する中でそういう、この度全国規模というのか、沖縄県は、あと市町村もこうですよというふうに、幾らですよというふうに交付された、決定した通知がありまして、今回確定した分の増額311万8,000円を計上している状況であります。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 この臨時財政対策債でありますけれども、これ地方公共団体が立てかえ払いした交付税であるという見方もあるという中で、立てかえしたというのであれば、例えば1億円使ったら

1億円返ってくるというようなイメージですよね、交付税を立てかえしたというイメージであればですね。1億円使ったら1億円返ってくると思うんですけども。例えば10億円の地方交付税があったとして、臨時財政対策債で5億円したと仮定します。そうしたら15億円返ってくるようなイメージだと思うんですけども、実際には10億円だとか、10億円より下回った交付税しかないと思うんですよ、これは全国どこでもそうだと思うんですけども、そういう現状だと思うんですけども。今のこういう現状の説明と、またこの臨時財政対策債を起債して何に使うかという、明確なものがあって、使ったものに対してちゃんと返ってきているのか、戻ってきているのか、これが精査できているのかお伺いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの5番議員の質疑について説明します。

19ページ22款1項7目臨時財政対策債は議員がおっしゃっているように、要はこう戻ってくるという、これは制度上の話になりますけれども、裏を返せばそういう言い方もありますけれども、現実的な話としては、普通交付税があって、国のほうもかなりの借金をしているということで、それでも普通交付税、要するに行政を運営するためにはある程度の財政需用額がありますので、収入額を差し引いてからの交付になりますけれども、必要だろうということで、それを補うという名目と言ったら失礼になりますけれども、形で交付されていて、その目的は普通交付税と一緒にですね、一般財源化すると、それに充当するという話になって、一般財源化するという形です。なおかつこれに関しては、可能な限り1,000円までは、普通起債は10万円単位なんですけど、これは結局返さないといけないものなので、おっしゃるようになりますね、やっぱりなるべく1,000円まで認められたものは借りるよという指導がありまして、そういうふうに行っている状況です。なおかつ今手元に持ち合わせておりませんが、幾らかは交付税に算入されていると、次年度以降の普通財政需用額の中でですね、幾らかは算入されているというふうに私のほうでは記憶しています。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 幾らかは返ってきていると。休憩を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時52分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時53分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 失礼しました。説明不足だったと思います。臨時財政対策債は起債しますけれども、普通交付税の中で基準財政需用額を算定する場合に、その中の項目の中に借り入れした起債、国の資金を活用した場合、この算定する中で100%ではないんですが、その年々でちょっと変わりますけれども、歩掛りもですね、その中に項目として幾ら借りたよというのを入れる項目があったという説明です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時54分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時54分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 たびたび説明不足で。臨時財政対策債については、通常のように目的事業

の起債とは違いまして、一般財源化しますので何に充当したか云々というのは見えない状況であります。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 私の質疑も悪かったと思うんですけども、この臨時財政対策債、これは国で認められて起債して充当していると思うんですけども、先ほどもおっしゃられたように一般財源化になって中身が見えないと、使ったものが返ってきたかどうか知らない。知らない中で借金しているような状態だと思うんですよ。なので私はこの臨時財政対策債を、當山課長は余り使っていないほうで、健全のだと思うんですけども、今後もっと頼らない方法で財源に充てたほうがいいのかなと思うんですけども、臨時財政対策債に頼らないような仕組みというんですか、これが可能かどうかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

先ほどもまた説明不足でそうなっていると思うんですけども、一般財源から普通交付税を補うものということは、基準財政需用額というのは各自治体が基本的には経常的な経費というか、自治体を運営するために必要な基準財政需用額、必要な額というのを算定するものになっております。それがあとは村が収入としてやる、村税を含めてですね、基準財政収入額というのも算定してですね、その中で差し引きしたのがこれは経常的な運営をするために自治体が必要ということで、普通交付税が算定されて交付される、そういう話になって、そういったものが国家予算とかいろんな絡みの中でですね、一般財源化する普通交付税が足りなければ補う制度として、国のほうで臨時財政対策債を発行して対応してくれというふうなシステムになっているので、これに頼らないでやっていくかとなると、例えば不交付団体ですよ、普通交付税の不交付団体は、恐らくこれは発行されないだろうというふうに認識しています。要は普通交付税がなくてもできるところは、あえて国もこれを、臨時財政対策債を交付もしてはいないといふふうに理解しています。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの5番與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 課長の説明によれば、そうしたら臨時財政対策債というのは必ず借りないといけないものなのか。これは他の自治体ですけども、この臨時財政対策債を頼って、ものすごく10億円とか20億円とか、めちゃくちゃでかい金をずっと借りているところもたくさんあるはずなんです。だけど国のほうもどんどん金がなくなってって、今回消費税の使い道もどんどん変わってくるはずですね。そうしたら国のほうももっともなくなって、この財源が減っていく一方だと思うんですよ。なのでこれに頼ってしまうと、起債してあと自治体で借金をみなさいとなってしまうと、ものすごく怖い、借りやすく返すのが明確じゃなければ、今帰仁村、自治体どこでもそうだと思うんですけども、困ると思うんですよ、後々。なので私はこの臨時財政対策債を頼らずに、頼らずにというのは不交付団体がという話じゃなくてですね、交付されていますけれども、されている自治体も起債しなくてもいいのかどうか、起債しないといけないものなのかですね。それよりは財政調整基金とか、その辺から充てられるのは充てて。そのほうが金の流れが見えるから、何に幾ら使って何にどう返ってきたとか、この流れが見えたほうがいいんじゃないのかと思っておりますけれども、その辺の見解をお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの5番與那勝治議員の質疑について説明します。

現状ではですね、今の今帰仁村の村債、起債、あとは返すお金、歳出のほうの元利償還金ですかね、一般会計を見る限り現状ではそんなに私のほうとしては償還と借入れとの関係ですね、そんなには懸念していない状況ですね。なおかつこれに関してはかなりの、現状利率がかなり低い状況にあるものですから、今はそれでなおかつ先ほど説明していた基準財政需用額にも幾らか算入される状況がありまして、今すぐ借金だから辞退するという考えは今のところないです。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 歳入について質疑いたします。

19ページ、22款1項7目、今回僚議員からもあった臨時財政対策債ですけれども、今の説明の中で同様な形でちょっと質疑しますけれども、もちろん基準財政需用額から基準財政収入額を差し引いて普通交付税が発行されます。その中の普通交付税を国が賄えない部分を臨時財政対策債でまずは補ってくださいという形の財源だというふうに認識はしています。その中で、今課長の説明では、この額を割り振りをあてられて、こういうふうな予算ですね、臨時財政対策債を借りてくださいという形でさっき説明があったんですけれども、基本的には借りなくちゃいけないというか、借りてくださいという形でこっちに持ってこられるのかどうかをもう一度、ちょっとよく理解できなかつたので説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 2番上原祐希議員の質疑について説明します。

この臨時財政対策債を借りないでおこうという気があるかどうかという質疑…。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時03分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時04分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 2番上原祐希議員の質疑について説明します。

先ほどの議員への説明不足でそういう形になっていると思いますけれども、この臨時財政対策債というのは不足分を補うものということで交付されているということです。まずはこれが1点ですね。

借金をしても借りないといけないのかという質疑については、現段階では不足分ですので、しっかりと借りて活用させていただきたいというふうに考えております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時05分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時05分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの説明に対して少し、不足の説明になるかどうかはあれなんですけれども、今帰仁村の予算ですね、全体で村民の行政需要に基づいて予算が立てられます。その中で交付税で算定される部分、それから自己財源として入ってくる部分、それから補助事業として補助事業の起債の分があって、さらに足りない財政需用額に足りない部分について臨時財政対策債か、臨時財政調整基金を活用する方法があるかと思うんですけれども、その中で臨時財政調整基金については本村の場合、額は低額

な基金しか貯金がありませんので、それにかわる臨時財政対策債を活用して現在の今行政サービスを行うための手当ての借金ということになります。そういうことになります。自己財源が多ければ、そういった余分な借金もしないで済むということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時07分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時08分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑は終わります。

次に歳出の1款から4款について質疑を行います。

質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 21ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の18節備品購入費345万6,000円、AED購入とあります。この詳細について伺います。

同じく19節負担金、補助及び交付金、この中の花いっぱい運動補助金190万円、それについての説明を求めます。

それから30ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、その中の13節地域循環型社会形成推進地域計画策定委託業務についての詳細の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

まず21ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の18節備品購入費に計上されておりますAED購入費345万6,000円なんですけれども、それについてはまず村民、職員、観光客等含めてですね、安全のもとで公共施設を活用していただきたいということで、12基を設置予定にしております。

あと花いっぱい運動につきましては上限が1字10万円で、19字で190万円を補正予算で計上しているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

歳出30ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、13節委託料の今帰仁村地域循環型社会形成推進地域計画策定委託業務の45万円についてなんですけれども、同計画については平成24年度に本部町、今帰仁村清掃施設組合で同計画ですね、地域循環型社会形成推進地域計画を策定しております。この計画期間が平成29年3月31日までの計画であったため、同計画について清掃施設組合に確認したんですけれども、見直しはもう行わないということでしたので、本村で計画を策定するものなんですけれども、実はこの策定に当たっては、現在本村の第4次総合基本計画の中に合併処理浄化槽への普及促進というのを掲げております。その普及促進を図る上では、単独処理浄化槽を使用している家庭について、合併処理浄化槽への切りかえをしていただく必要があるんですけれども、ただこの合併処理浄化槽へ切りかえるための予算というのが結構かかりますので、ちょっと厳しいのではないかと考えてですね、その切

りかえにかかる費用なんですけれども、それを環境省の循環型社会形成推進交付金、これ交付期間は5年なんですけれども、それを活用して、村がその家庭に対して補助金を交付して、切りかえの促進を図りたいと考えているところです。この環境省の交付金を受けるためには、この地域循環型社会形成推進計画を作成して、環境大臣へ提出する必要があるために補正をしているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 AEDについては12基ということなんですけれども、具体的な場所の説明を求めます。それから村内で村の予算でこれまでに設置している箇所、基数ですね、個数、それが何件あって、その中のうち何件、取りかえるのかどうかですね。新規に設置するのか、取りかえじゃないかと思っていますけれども、村内の全体での個数、それから12基の場所についてお伺いしたいと思います。

それから花いっぱい運動補助金なんですけれども、これは10万円ということでありましてけれども、これの具体的な、例えば苗とかプランターとか、この対象になる、補助金で補助する場合に対象になるものはどういふものがあるのか、これについてお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まずAEDの件について具体的な場所ということでございますが、場所については役場本庁舎、コミュニティセンター、葬祭場、それから各小中学校、グスク交流センター、村民体育館、村民プール、運動公園プラスサブグラウンドと一体化して1台ですね、それとクラブハウスに設置します。新規が5台で、残りはバッテリー等の使用期限切れでの取りかえになります。新規が5台です。

花いっぱい運動に関する対象経費でございますけれども、助成の対象となる経費については、花の苗、種子、球根、草花、花木、プランター、植木鉢、土、肥料及び消毒液などとなっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 このAEDが新規が5台ということでありましてけれども、これの管理ですね、これまで新規以外の7基が従来あったところをやっていると思いますけれども、この管理をやって、これが使える状態であるかどうかという管理を、その施設の方々と協力して、それから役場と連携して、それを確認して使えない場合に変えていくという、そういう体制をとっていく考えがあるかお伺いしたいと思います。

それから花いっぱい運動でありますけれども、これは19字、すごく熱心にやっている字とかあります。こういう中で、190万円ありますけれども、これをふやしてほしいという字が何カ所かありますけれども、そういうことは可能なのかですね、10万円以上ですね、それについてお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まずAED機器の管理についてでございますけれども、設置している場所の管理者と村と共同で管理する体制づくりはどうかということなんですけれども、総務課で一括して設置をします。日ごろからバッテリーの確認とか、AED機器を使った今年度については設置されている場所の管理者のほうで適宜やっていただかないとまた設置している意味もございませんので、そのような体制をつくっていききたいというふ

うに考えております。

それから次に花いっぱい運動について、もう少しふやすということはできないかということなんですけれども、現在のところこれまでやってきた各字10万円の上限です、地域のコミュニティの醸成にもかかわる、花を育てる中から地域のコミュニティの醸成にもつながりますので、そのような中で活用していただきたい。今後については、またある程度落ち着いた中で、いつまでも行政予算を出してのものではなくて、地域で苗木等を出し合ってますね、地域の環境美化に努めていける方向でやっていければというふうに考えております。

○ **東恩納寛政 議長** ただいまの6番吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** このAEDでありますけれども、ぜひ設置している場所の管理している方々、そこの方々と連携をとって、それから役場も確認して、バッテリー切れとか使えない状況とか、あるいは破損しているとか何かありましたら、これは一分一秒を争いますので、ぜひ点検を確認して、連携をとってきちんと作動できるような体制をとっていただくようにしてもらいたいと考えております。

それから花いっぱい運動でありますけれども、これは字によって若干差があると思っておりますけれども、すごく熱心に多くの方々が動員をしてやっている字もありますので、ぜひ今後またそういうところに対しては補助ができないか検討してもらいたいと思っております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 歳出21ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですね、9節旅費の中の庁舎建設視察旅費49万3,000円、視察はどの辺に勉強に行くのか。建設委員13名全体で行くのか、代表で行くのか説明を求めます。

それと19節負担金、補助及び交付金の世界若者ウチナンチュ大会参加負担金の大会の場所はどこで行うのか。この大会に参加は何名で参加するのかお伺いします。

次に22ページ、歳出2款総務費、1項総務管理費のこっちに今婦仁村庁舎の維持管理及び建設基金とありますけれども、建設基金は3,000万円プラスしたら、今トータルで幾ら建設基金はあるのか。

それとこの下の村営火葬場の維持管理及び建設基金ということで300万円ありますけれども、この300万円の中で維持管理に多く使うのか、建設基金にどれだけ回せるのか。もし建設基金とありますので、火葬場もつくって長らくなりますので、火葬中、途中でとまったこともありますのでね、そろそろ建設すべきだと思いますけれども、建設は何年後に予定をやっていくのか。それとこっちに維持管理と書かれていますが、維持管理は有限会社ジッポウ工業がやっていると思っておりますけれども、その職員は毎日火葬場にいるのか。それと維持管理は火葬場、葬祭場の中のみ維持管理なのか。それと駐車場までの管理まで、枠があるのかお伺いします。

次に、10目コミュニティセンター管理費の中の修繕費、2階トイレ・中階段手すり取付等42万2,982円と書かれていますが、このトイレですね、みんな洋式なのか。というのはコミュニティセンターは若者より老人会が出入り多いので、ぜひ洋式に、できたらウォシュレットにできるのかどうかですね。次の中階段手すりは、選管に行くところだと思いますけれども、この手すり側はあるんだけれども、真ん中

に手すりを入れるのかどうかお伺いします。

最後に24ページの総務費の2目賦課徴収費の中の委託料、航空写真のデータ云々と書かれていますけれども、委託料499万2,000円。これ補正できていますけれども、もう写真は出来上がっているのかどうか。これトータルでは幾らかかったのかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

まず初めに2款1項総務管理費の中の1目一般管理費、旅費の中の庁舎建設視察旅費について説明いたします。まずどこに行くのかという件と人数、どのような方が行くのかということなんですけれども、まず行き先は3カ所予定しております。1つ目には鹿児島県の和泊町、それから県内では座間味村、それから沖縄本島内の与那原町であるとか豊見城市であるとか想定しております。行くメンバーにつきましては、副村長がPTのまとめ役になっておりますので副村長、総務課長とPTメンバーと事務局ということで8名で3カ所、一応予定として計上しております。

あと19節負担金、補助及び交付金につきましては、どこでやるのかということでございましたけれども、今回はペルーでの世界の若者ウチナナンチュ大会の開催になっております。それにつきまして1人派遣するというので35万円、村の負担金として計上している内容であります。派遣者は職員の中から派遣する予定で、今選考中でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 1番與儀議員の質疑について説明します。

22ページの積立金のほうの中の今帰仁村庁舎維持管理及び建設基金ですね、これにつきましては今回の300万円の積み立てを足しますと2億4,000万円余りの基金となっております。それともう1点目ですね、村営火葬場の維持管理及び建設基金ですが、これは当初予算でどうしても急遽修繕が必要という話でありまして、基金から200万円取り崩して実施しましたので、今回はどうしてもこの9月補正で繰越金も生じた段階で、当初予算取り崩した分をまず300万円を積み立てして戻すという作業をしている状況です。あと詳細に関しては、担当課長のほうから説明をお願いしようと考えています。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

歳出の22ページ、村営火葬場の維持管理及び建設基金に関して、火葬場の建てかえですね、いつごろかということなんですけれども、現在火葬場の建てかえについてなんですけれども、建物については昭和51年の建てかえから既に約41年が経過しております。当面は火葬炉、それから機器等の保守点検を行って、耐用年数を経過した機器の交換、それから火葬炉等の定期補修を継続して実施して、施設の長寿命化を図っていきたいと考えております。建てかえはいつの時期になるかということなんですけれども、建物の耐用年数を考えた場合はいずれは建てかえも必要となってくるんですけれども、建てかえには多額の予算が、費用がかかりますので、今現在本部町の広域化を含めてですね、両町村で検討していく必要があると考えております。例えば今最新の火葬場を建設した場合には、今帰仁村で以前見積もりを取ったときに、約2億1,700万円かかるという見積もりが出ていますので、先ほど言ったように本部町との広域化を含め

て、今後担当レベルではあるんですけども、そのあたりをちょっと話したいと考えております。建設時期については、その両町村との話し合いの中で決定されていくものと考えております。

それから歳出の24ページ、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費の中の航空写真画像データ作成業務委託料、これは既に撮影されたものなのかということなんですけれども、今回のこの委託料については、今現在撮影されている写真が平成25年度に撮影したもので、今後新たに航空写真データ、飛行機を飛ばすんですけども、それで新たに撮影するという形になります。撮影した上で、古いものを照らし合わせるようにデータを入れていくんですけども、その撮影にかかる予算が367万2,000円、またこの地図システムを使っているサーバー自体が耐用年数過ぎていきますので、新たなサーバー機器へ移行するための予算が132万円ですね。合計で499万2,000円ということで補正しているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 22ページ総務管理費の10目コミュニティセンター管理費に関する11節需用費、2階トイレ・中段手すり取付等の42万2,982円についての説明ですけれども、これについてはコミュニティセンターのトイレについては洋式かということなんです、たしか昨年来からコミュニティセンターの利用の利便について質疑等ある中で、洋式に改善してきております。今回の補正については、この予算の中身については消防用設備等の修繕が必要であるという1点と、空調機の洗浄が必要であるということですね。空調機につきましては建築以来30年経過してやられていないということで、どうしても必要だということでの計上です。あとトイレと中階段に関する手すりについては、コミュニティセンターについては高齢者等が利用する件数も多いですので、トイレと事務室から2階のホールに上がる階段に左右、上り下りしやすい形で手すりをつけてほしいということでの、手すり取り付けの工事のための費用です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 漏れがございました。現在火葬場及び葬祭場の運営管理ということの範囲ということで質疑があったんですけども、その業務内容なんですけれども、施設の使用方法ということについて受付業務ですね、それから火葬業務、これは焼骨から収骨までの一連の業務、あと残灰の保管処理、それから待合室業務ですね、これは清掃と片づけ、葬祭場の業務ということで葬祭室の開閉や清掃、片づけ、それから防火業務、これが葬祭場の防火管理、それからその他ということで業務日誌と月報の提出ということがあります。それから施設附帯設備及び備品の管理に関することということで、清掃業務は斎場敷地内及び駐車場周辺の定期的な草刈り、花木の水まきとかそういったものもあります。あとは警備業務ですね、鍵の管理、確認、そういったものが業務の内容となっております。

あと常時いるかということなんですけれども、その葬祭の利用があるときですね、火葬場のあるときに、そちらのほうにその業者が行くということになります。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 再度質疑したいと思います。

21ページから、庁舎の視察旅費とありますけれども3カ所、鹿児島と座間味と豊見城市云々があります

けれどもね、豊見城市まで行くなら糸満市の庁舎を見てもらいたいなと思ってですね。糸満市はソーラーでやって、大体賄うような話も聞いておりますのでね、電力ですね。豊見城市まで行くんだったら糸満市まで、もう向こうは仕上げていますのでぜひ見てもらいたいと思います。豊見城市はもう基礎を打って、もう立ち上げて上田小学校の角にやっていますので、ぜひ豊見城市は見てもらいたいなと思っております。

次に火葬場の建設は広域本部町と云々、将来考えているということでしたので、私が聞きたいのはお家じゃなくして火葬する場所がいつも壊れるわけよ、途中で、中断してね、何回もあったんです。今整備してよくなっているということですけどもね。本部町と合併する前に、何年かかるかまだわかりませんのでね。それとですね、本部町と合併する云々もいろいろ負担金があると思いますので、今今帰仁村は火葬場の建設の基金は全体で幾らあるのかですね。本部町とやるにしても、基金であればすぐ可能ですけれどもね。基金がなければいろいろ出てくると思いますので、火葬場建設基金が金額幾らあるのかどうかですね。

次にコミュニティセンターですね、トイレの空調云々とあったんですけども、便器はウォシュレットにする予定はございますか。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 1番與儀議員の質疑について説明します。

現在の火葬場維持管理及び建設基金の残高ですが、今回の積み立て300万円を足すと800万円です。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

コミュニティセンターのトイレにつきましてウォシュレットにする考えはあるかということなんですけれども、全体をウォシュレットに変えた場合に、どの程度の費用がかかるのかを見積もりした上で、新年度の予算に向けて、少し財政のほうと調整しながら検討させていただきたいと思います。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今帰仁村のコミュニティセンターは今帰仁村民だけが使うんじゃないくて、きょうもイベントありますので、名護市やあちこちの市町村から来ると思いますので、ぜひトイレだけは上等にして、雰囲気傷つけないようにできたらなと思って今質疑しております。特にコミュニティセンターでイベントするときは、老人会が8割利用していると私は思うんですよ。前にももう1回やりますけれども、階段に手すりをつけても、のぼるときより下るときが怖いので、私たちも。転んだ場合、危険ですので、ぜひ整備してもらいたいと思っておりますので、ぜひウォシュレット云々で、トイレをきれいにしてもらいたいと思いますので頑張ってください。以上、終わります。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 質疑いたします。

21ページの2款1項1目18節、先ほどからAEDの質疑等ありましたが、これ設置は12台するということですが、使い方とか講習とか、そういった講習会みたいなものもやっているのか伺いたいと思います。

それと24ページ、2款2項2目13節委託料、先ほどもありましたがこれの画像データやるかと思うんですが、これ何年に1回やるとか、そういったのがある程度決まっているのか伺いたいと思います。

続きまして28ページ3款2項1目12節役務費、幼保連携一体化施設整備事業、23節償還金のこれも同じ幼保連携、これの詳細な説明と、あと19節の負担金ですね、保育所等整備交付金事業の説明を求めます。

めぐりまして29ページ、4款1項3目1節報酬ですね、子ども・子育て支援交付金事業20万円の減となっております、これの説明と、13節委託料、歯科検診及びフッ素塗布、これも20万円の減となっております、これの説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

21ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目18節備品購入費、AEDに関する質疑でございますけれども、まず講習会等はやる考えはあるかということですが、現在最近までの講習会につきましては、健康まつりの中で今帰仁消防分遣所のほうで、保健センターでやっております。設置する場所についてですね、役場でとかでは、これまで設置した当初はたしかコミュニティセンターのほうでやったかなという記憶がある程度です。今後につきましては、設置しても操作等がわからなければ意味がありませんので、適宜設置者のほうで使い方の講習とか、職員がですね、なるべくすぐ対応できるような体制づくりをするために必要かなと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

歳出の24ページ、2款2項2目賦課徴収費の13節委託料の航空写真画像データ作成業務委託料なんですけれども、航空写真の撮影の周期なんですけれども、特に周期というものをこちらで決めているわけではございませんけれども、今回平成30年度が評価がえの年に当たります。それで本来これ村単独でやると実質撮影だけで566万円かかるんですけれども、今回本村と本部町と伊江村ですね、その3町村合同で飛行機を飛ばしてやるという形で今進めていますので、撮影費は367万2,000円かかるという見積もりをいただいております。次にまたいつやるかという話になってくると、恐らくまた同じ、写真を同時期にやりますので、次回また3町村で調整をして航空写真を更新するという形になると考えております。それからまたこれは予算も生じますので、財政との調整も必要になってくるかと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 3番與那嶺議員の質疑についてご説明いたします。

28ページ、3款2項1目12節の役務費になりますが、これは現在進めております幼保連携一体化施設整備事業ですね、次年度から園舎着手に入りますが、その園舎の建築確認申請を今年度で出して、次年度、年度明け早々にでも着手できるような形をとりたいということでその手数料と、あと今年度、平成29年度4月から省エネ法の完全実施がされております。その際に建築物のエネルギー消費性能適合判定が義務づけられておりますので、その手数料を含めた形の費用になっています。

あと保育所等整備交付金事業に関しましては、今年度今帰仁村の西地区、東地区で民間法人による保育所建築事業が現在進んでおります。その費用なんですけど、実は当初予算で計上したのは平成28年度の事業の基準額をもとに算定をして予算化しておりましたが、平成29年度でこの基準額の見直しがありました。その差額分につきまして再算定をした結果、増額になりましたので、交付基準額の変更に伴う増額と考え

ていただければよろしいかと思えます。これは2園分ということになっております。

あと23節償還金につきましては、平成28年度に認定こども園用地を取得いたしましたので、その用地に既存工作物がありました。その工作物の取得錯誤による振りかえという形で償還金が発生しておりますので、その金額ということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 3番與那嶺 透議員の質疑についてご説明いたします。

29ページ4款1項3目母子保健衛生費の中の委託料の減の件でございますけれども、今歯科健診については集団健診で実施をしているところでございます。よりよい受診ができる環境で個別健診に切りかえをしたいという考えで平成29年度スタートさせております。ただ一気に個別健診になかなかできかねるといふ、今のこの半年が過ぎた現状がありまして、一旦委託料で組んでいた分を減にして、その報償のほうでまた歯科衛生士の分とかとっておりますけれども、集団と個別健診を今年度は並行して、より多くの子供たちの歯科の相談とかにも努めたいといふことの補正予算でございます。今後はできるだけ個別健診にして、歯科の病院に委託をするような形で、個別健診にできるだけ持って行きたいという考えでございます。そうすることによって、親御さんの都合によって健診を受けられるというメリットが出ると考えております。

1節の報酬でございますが、今今帰仁村ではこども子育て包括支援センターを母子保健型で実施しておりますけれども、そこに携わる保健師を嘱託で雇って、母子保健コーディネーターとして力を貸してもらっているんですが、その保健師が1カ月産休でお休みをもらいましたので、1カ月分の報酬を今回減額させていただいております。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 まずAEDの件ですね、21ページ。確かに置いているだけで使い方がわからなければ、もうみすみす人の命を失ってしまうという悲惨なことになりかねませんので。確かにAED機械自体音声ガイドみたいなのがついていて、ある程度のやり方はできるかもしれないけれども、いざとなればやはり緊張して何もできないというふうになってしまいかねませんので、ぜひ課長がおっしゃったように講習会を開いて、いざというときに使えるようにしていただきたいと思っております。

24ページの航空写真については、以前6月議会でも現場踏査したところ、そういった例もあります。役場職員がわからないうちに開発されていて、ここは何だということにもなりかねないと思っておりますので、できれば毎年、もちろんこれは難しいんでしょうけれども、頻度を上げていけば、そういった見逃しというんですか、そういうのも減ると思っておりますので、ぜひともやっていただきたいなと思っております。

28ページですね、19節負担金ですが、保育所西側兼次校区のほうと天底校区のほうですね、今保育園をつくっている事業の負担金だと思いますが、これは何パーセントの割合なのか伺います。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

歳出24ページですね、航空写真画像データの更新の頻度を毎年できないかということなんですけれども、今回は先ほど説明しましたとおり本村と本部町と伊江村、その3町村で合同で実施しておりますので、来

年更新するとなると、恐らく単独での事業になると思います。その場合は、先ほど申しましたように撮影だけで566万円かかってしまいますので、ちょっと厳しいのかなというふうに考えております。この航空写真のデータの更新の目的なんですけれども、固定資産税の課税事務ですね、その中で例えば古い写真と新しい写真を重ねることによって、例えば未登記の家屋とか、そういったものとか、あと太陽光発電ですね、そういったものが確認できますので、そういった事務に活用できるということで、評価がえの前年ですね、その3町村で協議して今回予算を計上している状況でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

保育所整備交付金事業のほうなんですけれども、これにつきましては園舎のみに該当するものでありまして、その総費用の8分の6の国庫の補助基準額をまず算定します。また別に定められた各算定基準の積み上げによる金額を出して、どちらか低いほうを補助金額とします。その低いほうの補助金額が国庫の補助金額となりますが、村はその補助金額の6分の1を補助するという形で、国庫と村を加えた金額が民間法人への補助金となります。おおよそ総費用の8分の1が事業所負担になるというような形になっております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。(休憩時刻 午後2時55分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。(再開時刻 午後3時11分)

次に、日程第6. 議案第42号 第4回補正予算の歳出6款から10款について質疑を行います。

質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 31ページですね、6款1項3目15節工事請負費5,858万5,000円、災害に強い栽培施設の整備事業、それから19節負担金、補助及び交付金、災害に強い栽培施設の整備事業1,479万3,000円、農業次世代人材投資資金推進事業、以上の説明を求めます。

次に34ページの7款商工費、1項商工費、6目観光力基盤強化事業、その中の15節工事請負費1,150万円、村営闘牛場機能強化整備事業、これについて説明を求めます。これはもしかしたら組み替えなのかですね、それも含めて答弁を求めます。それから同じく19節の一番下ですね、現代版組踊「北山の風」、これの説明を求めます。

それから38ページ、8款土木費、3項河川費、2目河川改良費、これの15節工事請負費ですね、減の1,150万円、今帰仁城跡周辺環境整備事業、これについての説明を求めます。

それから44ページ、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、その中の15節工事請負費9万6,000円、村立図書館改修工事、玄関スロープ設置工事、これについては以前にも一般質問しましたけれども、社協から図書館までスロープができていますけれども、そのスロープ、図書館の玄関前まではできていますけれども、その玄関の段差が2カ所ありますけれども、その玄関入って、中入っての場所なのか、それについてお伺いいたします。

それから45ページ、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、この中の18節備品購入費ですね、52万円、運動公園備品購入費52万円、これについての詳細の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 6番吉田清尊議員の質疑についてご説明申し上げます。

まず初めに31ページ、6款1項3目15節工事請負費の災害に強い栽培施設の整備事業でございますけれども、これにつきましては今帰仁村の実施主体になっている分で、先ほどもちょっと触れたかと思っておりますけれども、4戸の農家を対象に、平米で言えば6,684㎡、強化型パイプハウスを整備する事業でございます。

続きまして19節の同じく災害に強い栽培施設の整備事業についてでございますけれども、これ当初予算組まれておりました1億6,851万8,000円に、また追加で県のほうから事業に使えるお金がありますよということがありまして、その要望をとってJAが実施主体になってやる分で、先ほどちょっと触れましたけれども19戸の農家で事業量にしては2万8,562㎡、これも同じく強化型パイプハウスを整備する事業というふうになっております。

続きまして同じ節で農業次世代人材投資資金推進事業についてですけれども、これは先ほど旧青年就農給付金事業ということで申し上げましたけれども、その名称がえと言いましょか、事業の名称がえに伴って、その青年就農給付金事業に関する部分については同額の2,175万円を減額して、新たに農業次世代人材投資資金推進事業ということで、同額を計上させていただいているという状況でございます。

続きまして34ページですね、7款1項6目15節工事請負費でございます。これにつきましては今現在も今帰仁村営闘牛場整備されております。その中でたしか当初3月議会のときに、当初予算を審議させていただいているときに、当初予算の4,000万円の中で工事をどこどこまでやるかということで、トイレも含めた形で待機小屋、舗装、畦畔とかということで答弁したかと思っております。そのときは実施設計に入っている段階、同時進行でさせている段階で4,000万円で見込めるだろうということで答弁したわけなんですけれども、どうしてもこのトイレにかかる分が整備できなくて、その分の補正の要求額になっております。

続きまして7款1項6目19節現代版組踊「北山の風」への10万円の補正増についてですけれども、これにつきましては一括交付金事業での事業内配分調整のための補正ということでありまして。以上でございます。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

38ページ、歳出ですね8款土木費、3項河川費、2目河川改良費の15節工事請負費のマイナス1,150万円につきましては、今回5,000万円ほどの工事を組みまして発注を終えております。7月末ですね、4,400万円余りの工事を発注しておりますが、先ほど経済課長からありましたように闘牛場のトイレの1,150万円の組み替えという形で。理由としましては、闘牛場に関しましては今回で最終年度ということで事業を希望しておりますので。それに対して河川は平成33年度、最終年度まで事業がありますので、今回減になった分はまた来年度調整して行って、事業を増額していきたいと考えて、組み替えというような形になっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 質疑についてご説明いたします。

44ページ、歳出10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費の15節工事請負費の9万6,000円、村立図書館改修工事につきまして、玄関スロープ設置工事という内容ですが、前は社協とのつなぎ部分のスロープを完成させ、利用者のご意見もまたこの1年運用しながら、図書館の内部の段差があります。その玄関の内部ですね、その部分のスロープを工事する予定で計上しております。

続きまして45ページの10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育費の18節備品購入費につきましては、一般質問でも説明したように運動公園備品購入ということでございますが、主に卓球フェンス40枚、そして卓球台1台、そして運搬車1台が組まれているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 この災害に強い栽培施設の整備事業ですね、4戸と19戸、これについては次年度も事業が計画できる予算がとれるような状況であるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから闘牛場機能整備事業についてですけれども、それ以外に、今トイレがあれば全部整うということで、それ以外の事業の残しはないのかどうかですね、これについてまだほかにも必要事項あったけれども削ったものが何かあるのか、あるいはもうこれで予定どおりのことであるのかお伺いしたいと思います。

それから今帰仁城跡環境整備事業ですけれども、平成33年度まで事業があるということで、今回のものが減になっても大丈夫だということでもありますけれども、これについて今年度行った事業ですね、どこまで延長ですね、どういう事業内容なのか、これも今年度の事業ですね、それについて詳しい説明を求めたいと思います。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時26分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時27分)

我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 6番吉田清尊議員の質疑にご説明申し上げます。

31ページの6款1項3目19節の災害に強い栽培施設の整備事業についてですけれども、これは県の一括交付金事業を活用させていただいて整備をさせていただいているものでございますけれども、これは県のほうで5カ年スパンで計画を取り入れていっているところで、今回がこの5カ年スパンの最終年度になっているようです。次年度以降も継続についてできるかということについては、今帰仁村のほうも一応手を挙げさせていただいて、要望しているような状況にあります。

続きまして34ページ、7款1項6目15節工事請負費についてですけれども、村の村営闘牛場機能強化整備事業についてですが、これについて一応トイレ以外の部分については、待機小屋がメインになります。それから待機小屋周辺の舗装、またスロープ、ステージの屋根の設置ですね、張りコン、リング周りの赤土の畦畔の整備、ここまでは一応当初どおりということで予定しておりました。この中で欠けていたのがトイレの整備ということだったので、この部分が終われば当初から計画していた部分は全部終了ということになります。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

歳出8款3項2目15節工事請負費ですね、今帰仁城跡周辺環境整備事業の今年度の事業内容ということですが、今年度は地盤改良97.1m、護岸工56.5mを発注しております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 災害に強い栽培施設整備事業ですね、村も手を挙げているということでありますが、村のほうでこの事業を希望している、強化ハウスパイプ事業を希望している農家が、現在のところもしわかりましたら希望者何名、何戸ぐらいいるのかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

今回この負担金であげられている災害に強い栽培施設の整備事業については、実施主体がJAであったり、花卉農協であったりということで、その団体のほうで希望される農家を集約して、県のほうと予算の調整をしている状況もありまして、今のところ村のほうで把握できていない部分ではないので、その旨お答えしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 3点ほどですね、34ページ。歳出7款商工費、1項商工費、6目観光力基盤強化事業の19節負担金、補助及び交付金の中の今帰仁グスク桜まつりと古宇利島ハーフマラソン。村長にお伺いしますが、ことしですね、グスク桜まつりは村長も頑張っているいろいろ歓迎しておりましたので、三味線だけじゃなくして、歌だけじゃなくして、踊りも入れたらどうかということでお伺いします。それと古宇利のハーフマラソンは、せっかく野外ステージがありますので、年に1回、各字芸能がいっぱいございますので、村内外から多くのメンバーが来ていますので、ぜひ今帰仁村のすばらしい芸能も発表する場ができていますので、交代で各字の芸能ですね、ハーフマラソンのステージで発表する機会を与える考えがあるかどうかお伺いします。

次に41ページ、歳出10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の15節工事請負費、ハブ進入防止ネット工事130万円、これはどこの小学校なのかお伺いします。

次に44ページ、歳出10款教育費の中の6目グスク交流センター等費ですね、交流センタートイレ修繕とありますけれども100万円の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 1番與儀常次議員の質疑にお答えします。

1点はグスク桜まつりのときに、ことしは、観光客が来て大型バスがとまるところでテントを4張ぐらい張ってですね、特にクラブツーリズム、第1回目から協賛していただきまして、去年の第10回大会で、10カ年間ずっと協賛して、毎年100万円協賛金出して、大変このグスク桜まつりの協力に貢献しているところですが、去年、10年一区切りということで、次年度以降継続して協賛していくかどうかという話がちょっとありましたので、非常に影響も大きいらしいということで、ぜひ引き続き協賛をしてもらいたいということも思いましたので、私もまつり期間中、13日のうち記憶しているだけで10日か11日はこのクラブツーリズムのお客さんが来る時間に合わせてですね、そのテントの中で歓迎の挨拶をしたり、一緒にカ

チャーシーをしたりして歓迎してですね、それが通じたのか知りませんが、11回以降も協賛をするということで約束してもらいました。役員の方々も役場のほうにも来ていました。私も東京へ出張のときにですね、クラブツーリズムの東京本社を訪れましてお願いもしてきました。役場に見えたときにいろいろ要望が出ました。テントの中で踊りをしてくれとかという要望はなかったんですが、できるだけイベントのないときには、今グスク桜まつりの開会式をしている、オープニングしているところの城壁をバックにして、そこで何か催し物をしてほしいという要望がありました。それについては担当の経済課のほうとも話をしたら、それに応えていこうということで、具体的に何回やるかとか、どういう内容をするかというのは後で経済課長から答弁してもらいたいんですが、テントは引き続き次回もやるということを計画しております。その中で、そのテントで三味線をひいて歓迎していたもの、これは実行委員会の予算ではなくて、クラブツーリズムの要望で、そこに村内の與那嶺さんが家族と言いますか、それでやっていました。その方はクラブツーリズムとの仕事の関係のつながりでということですが、ことしはこの方から要望がありまして、三味線とかこういうカチャーシーとかは従来どおりやってもいいんですけども、このマイクですね、ここで使う音響セットは自分たちで全部準備して片づけしたりしていたので、もうちょっと10カ年ですか、長いことやってきたので、ぜひこれについては実行委員会のほうでやってもらえないかという要望がありましたので、経済課担当と打ち合わせした結果、十分マイクのリースも含めて実行委員会のほうで対応できるということですので、そのようにしていきたいと思います。踊りについてはテントの中でやるか、またオープニングイベントをしたところでやるかについては、今後要望を含めて、具体的にどうふうにやっていくかというのはまた詰めてですね、実行委員会でもやっぱり報告とか、協議は必要だと思いますのでやっていきたいと思います。

マジックアワーマラソンのイベント広場ですか、ステージですね、これは去年そこで閉会式、後夜祭ということでやったんですが、初めてということで、できるだけ古宇利マラソン、ハーフマラソンに参加した選手、それから応援に見えた方ですね、残ってもらいたいということでかなり県内、村内の企業に抽選券の商品スポンサーをお願いしたら、80社ぐらいでしたか商品の提供をしてもらいまして、かなり盛り上がったんじゃないかと思いました。それで各字の踊りでやるかどうかについてはですね、これは実行委員会がありますので、時間の制限もありますので、各字ごとをお願いするのか、あるいはまた実行委員会のほうで内容を検討して、踊り、歌、その他やるのか、ちょっと実行委員会のほうでも検討してから、できるだけ参加した人たちが楽しいような、あるいはまた交流できるような内容を検討していきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

41ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の15節工事請負費、ハブ進入防止ネット工事につきましては、今帰仁小学校と今帰仁幼稚園の地区に対してのハブ進入防止ネット工事を予定しております。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 1番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

44ページ、10款教育費、5項社会教育費、6目グスク交流センター等費の需用費の修繕費につきまして、交流センタートイレ修繕ということで計上しておりますが、その詳細につきましては、交流センターの男女トイレを仕切っている竹垣と言うんですか、かなり腐食しているため、これを差しかえるということと、それから大型駐車場多目的トイレのドアが壊れて閉まらない状態で、使用不能のためにこれをなおすということと、あと交流センターのトイレ並びに大型バス駐車場のトイレの手洗い用の立水栓の取りかえ、早急な措置が必要だということで、今回補正に上げております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 村長、桜まつりは私毎年行っています。土日、いろいろイベントがあるときは賑やかなんですけどもね、平日、音楽も流れない、ただまつりだけという形がありますので、ぜひ平日の取り組みも考えてもらいたいなと思っています。2週間のうちに土日は大体イベントをやっているんですよね、普通の日も来るんですよね。普通の日、寂しいようなまつりなんです。音楽もない、何も無いという形ですので、ぜひ工夫してもらいたくて質疑しています。

次ですね、ハブですね、課長これは早急にやるべきだと思います。今後ですね、全学校必要になってくる可能性があると思います。ハブよりタイワンハブはもうボンボン繁殖力が早くてですね、今帰仁村内、西のほうまでも広がってきておりますので。特に子供たちの遊ぶ場所、学校周辺ですね、頑張ってもらいたいなと思っています。ハブより、今我々農家の畑の中も、タイワンハブがボンボン来ていますのでね。ハブは何年に1回、20年に1回しか見ないけれども、タイワンハブは毎年見るということでありますので、ぜひ今帰仁小、今帰仁幼稚園だけじゃなくて、天底小も周辺に来ている可能性がありますので、ぜひ各学校ですね、罟とか設置してもらいたいと思っています。

交流センターですね、トイレ、この前テレビに映ってました。いろいろ展示物してですね、何日まで交流センターで展示していますということでテレビにも映っていますけれどもね。このトイレの修理というのは、男女の区切り云々でありますけれども、トイレの修繕といたら何を修繕するのか。トイレの便器なのか、周辺なのかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまのご質疑について説明いたします。

41ページにありますハブ進入防止ネット工事につきましては、今回は今帰仁小学校、今帰仁幼稚園を想定して工事費を計上しております。天底小学校におきましても、以前に、数年前になりますタイワンハブを捕獲したという経緯もありまして、そのあと福祉保健課にお願いしましてハブ捕り器も設置させていただきました。そのあとはハブの確認はされていないんですが、状況を見ながら必要な箇所にハブ進入防止ネットの施工ができればというふうに考えていきたいと思っています。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

交流センターのトイレの何を修理するのかということでしたが、まず最初に仕切りの件を話しましたが、交流センターの男女トイレを仕切っている竹垣の仕切りがありますけれども、竹でつくられた仕切りがありまして、かなりこれが腐食しまして、もう倒れている状態です。男子のほうからも少し見える

のかなというような状況で、今回人工竹を使ってですね、仕切って、見えないような、景観的にもいいような素材を使って修理をしていくということと、あと大型駐車場の多目的トイレのドアが完全に外れてもう使えない状態になっておりまして、ドアがもう閉まらないということで、これは完全に使用不能で、修理ができない、ドアを取りかえるという形になります。そういった内容です。

あと1点の交流センターのトイレにつきましては、大型バス駐車場と同じように手洗い器の立水栓の取りかえをしていくという形の内容になります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 たくさん質疑が出ましたので1点だけ伺いたいと思います。

41ページの10款2項1目、先ほども質疑がありましたけれども15節工事請負費、先ほど今帰仁小学校と幼稚園という話でありましたけれども、そのほうもあらためてネットを今帰仁小学校と幼稚園につけるに至った理由があるはずなんですよ。がむしゃらにつけるんじゃなくしてですね、その理由を教えてくださいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 11番座間味議員の質疑について説明いたします。

41ページのハブ進入防止ネット工事に係る工事を必要とする理由ということでございますが、今帰仁幼稚園の入り口、今帰仁小学校の正門がございまして、100mほどの直線の進入口から今帰仁幼稚園に入っていくわけなんですけど、その校門から入っていく進入路の内側の両サイドにはブドウのハウスがありますけれども、そのブドウ畑から進入したと思われるタイワンハブが進入路の入り口側のほうで捕獲されております。大きさもかなり大きい部類のタイワンハブだったというふうに報告を受けておりまして、そのあと学校側からの要請もございまして、幼稚園の周辺の草刈りや雑木の伐採、それから小学校の東側における大きなキワタなどが立っているところなんですけど、そちらのほうの伐採とかをしまして、それでさらにハブの次の進入を防止するためにも学校のほうから工事を施工してほしいという要請がございまして、今回の予算計上に至っております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時49分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時49分)

11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 今回ですね、一般質問の折にこの遊具を私見に行ったときに、偶然に幼稚園の側にこういうロープで張り紙があったわけですね。なんじゃこれはということで写真を撮って取りました。その紙には「ハブがいる入るな」とかですね、「ハブが出る入るな」とか、これは誰が設置したものかお尋ねします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

確認はないんですが、たぶん校長先生だろうと思われまして。大変心配していて、即電話もかかっておりましてし、私も担当と一緒に現場のほうで出た箇所の確認、それから次に入ってきたような場所のほうも確認をして、草刈りもPTAの作業も実施していただいて、入りにくい状況にはなっているかとは思って

すが、そのあとにネットまで設置してほしいという要請もありまして、今回の予算計上になっております。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 発見されたハブについては捕獲したということでありますけれども、やはりその発見されたからここに、まだ幾らでもハブがいる可能性もあるわけですよね、1匹とは限りませんし、行動範囲もかなり広いし、発見された場所だけにネットというのも、またちょっとあれかなと思いますけれども。いずれにしても子供たちの遊具のある場所、本当に幼稚園生とかがいる場所にハブが出るというのは非常に恐ろしいことでありますけれども、草刈りしたとかそういう話はされましたけれども、ハブ捕りトラップですね、そういうのは何基か仕掛けられたのか伺います。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

捕獲器につきましては設置しているというふうに聞いておりますが、何個設置したかはちょっと確認しておりませんので、後で確認してお知らせしたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 歳出について質疑いたします。

44ページ、先ほどからよくありますけれども、10款5項1目13節人材育成事業の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 5番與那勝治議員の質疑についてご説明いたします。

44ページ、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、13節委託料だと思っておりますが、人材育成事業（少年の翼）19万9,000円につきましては説明でございますが、今回当初予算で実績で予算計上しておりましたけれども、本年児童の授業を考慮してですね、土日、休日の2日利用での見積もりで旅費の増額分として19万9,000円を増額しております。休日になりますと高いというふうなことで、増額分で補正して上げております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 中身についてはある程度理解しているんですけども、歳入で40万5,000円上がっておりまして、歳出が19万9,000円、この差額が生まれると思うんですけども、この差は何なのか説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

歳入の先ほどの件につきましては40万5,000円ですね、これにつきましては先ほど説明しましたように食事代ということで一旦上げております。これを一旦歳入で取り組んで、あとは旅行委託料に盛り込んで支払いするという形の一括交付金事業との調整というふうになっております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時55分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時55分)

ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 歳出37ページの3目道路新設改良費の村道古宇利線改良事業か、26万円あ

りますけれども、これは古宇利のどの辺になっていますか。お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 8番與那嶺好和議員の質疑について説明いたします。

37ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の12節役務費の村道古宇利線改良事業の26万円ですが、それは図面修正で支出する予定です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 なぜ聞いたかと言いますと、古宇利のザ・マリンというところがあるんですよ。向こうのところの間地が5cmぐらい開いて崩れそうになっているわけよね。あれが崩れた場合、一周線がまた向こうでストップするんですよ。この修理かと思ったんですが、それではないわけね。ザ・マリンとって、こっちから行けば左側になるわけ。ウンジャミするところを過ぎたところ。向こう間地が、穴が開いて落ちそうなんです。危険ですから、何かのあれでもしないと、恐らくまた大変なことになると思いますので、見てからやってください。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 37ページですね、同じく8款2項3目、これは13節、15節、22節とありますが与那嶺諸志線道路改築事業について説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

37ページですね、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費のまずは委託料ですが、これは呉我山橋梁調査測量設計の交付の減と、与那嶺諸志線の道路改良費の増になりますが、この内訳としましては図面修正、排水路図面修正、分筆、図面作成、路線変更に伴う設計、流末排水の設計となっております。相殺してマイナス378万円になっています。工事費は今回舗装として410m、下層表層を含めた舗装工事になります。補償費につきましては、立木の補償5本を予定しております。

公有財産については2筆ですね、購入の予定であります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 説明でおおむね理解いたしましたが、今回410mの舗装と、工事であると。これは工期としてはいつまでとありますかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 工期については補正予算を可決したあとですね、10月以内には発注して、年度内には終わりたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 歳出について質疑いたします。

40ページの10款1項2目8、9節ですね、地域型就業意識向上支援事業の講演会だったと思うんですけども、その減額の内容と、13節委託料、これは組みかえているのかなと思うんですけども、この説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

40ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の8節の報償費、9節旅費におきます減額補正でございますが、地域型就業意識向上支援事業、この事業は県の商工労働部の補助をいただいて実施されている事業でございます、今年度の予定の中で組みかえということで減額の補正をしております。報償費等につきましては、キャリア教育のスーパー講師招聘事業等の招聘される講師の先生方との計画変更に伴う内容となっております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時04分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時04分)

田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 説明漏れがございました。委託料につきましては、当初予定されていた就業型意識向上支援事業の中で、生き方支援元気アップ事業ですね、そういったものが計画変更になりました。この減額となつて、一つ一つの細かな計画の組みかえによつての減額となっております。

委託料の増額につきましては、先ほどこの事業の内容も説明したところだったんですが、今年度までの事業ということで3年間継続してまいりました。次年度からその事業の、この事業費につきましては、また何らかの計画の組みかえによつて実施継続していきたいというふうを考えているんですが、その中で次年度を見込んだ事業を展開するために、各学校の先生方をキャリア教育の担当の先生方含めて村の担当職員が先進地研修などを行うものとか、プロデューサー育成事業に係る委託料に係るものになりますが、そういった増額に伴う委託料の増額の予算計上でございます。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 8節、9節ですね、スーパー講師招聘事業は中村文昭先生でしたか、その方の招聘がなくなつて、その方の事業費を次年度以降につながるような形で、各学校のそういうキャリア教育担当の方プラス村のキャリア教育コーディネーター等の旅費とか、視察とか、いろいろプロデューサー育成事業ですね、この前のエイサーの事業だと思うんですけども、そういうものに振りかえていくという内容でよろしいでしょうか。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまのご質疑について説明します。

質疑にありましたとおり、この事業全体の組みかえの中で発生した減額と増額でございます。総事業費については変わりはありません。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 これは講師のほうの日程調整がまたキャンセルになったのかですね。または前教育長はスーパー講師招聘熱心にされていたんですけども、新しい教育長を迎える中での方針転換、何かそういう絡みもあるのかどうか、伺いたいと思います。教育長なりに、それに使うよりはまた次なるものにシフトしたいという、いろいろそういう考えもあつてのそういう組みかえなのかどうかの確認です。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 今回の減額になりますスーパー講師の回数の減とか、その講師の先生の日

程等が合わなくて見直したと担当のほうから確認をしております。こちらから事業計画自体を控えたわけではなくてですね、予定していた先生との調整等、講師の日程のすり合わせができなくて計画が変更されております。

○ **東恩納寛政 議長** ただいまの2番上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** スーパー講師招聘事業ですね、今回相手方の日程調整がということでありました。この方の話、私もよく聞いているんですが大変すばらしい内容です。子供たちにとっても、また親にとってもすごく聞いていて勉強になるし、今家庭教育というのを改めて見直していく中でも親にも聞いてほしい内容でありましたので、どんどんまたスーパー講師招聘事業を転換するわけではないということです、またそういう機会があればぜひ実現させていただけたらと思っております。終わります。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「質疑なし」と認めます。

これで歳出6款から10款までの質疑を終わります。

日程第7. 「議案第43号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題とします。

まず最初に歳入一括から行います。これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。5番與那勝治議員。

○ **5番 與那勝治 議員** 歳入について質疑いたします。

1款1項1目ですか、マイナス補正となっておりますけれども、このマイナスの説明を求めたいと思います。

○ **東恩納寛政 議長** 仲村美奈子福祉保健課長。

○ **仲村美奈子 福祉保健課長** ただいまの5番與那勝治議員の質疑についてご説明いたします。

歳出のほうに出てきますけれども、今回繰上充用の大きな減額をさせていただいております。その額に見合うような形で、歳入もとでは5ページの国民健康保険税のほうでの、合わせた形で減額をさせていただいております。実際に5月の臨時議会で繰上充用額を3億円ほど上げさせていただいたときに、歳入歳出のすり合わせを行うために、こちら大分大きな増額をしておりますので、今回繰上充用のほうで減額をするに当たりましては、歳入の税の部分で歳入歳出を合わせたような形で減額をする形になっております。

○ **東恩納寛政 議長** 5番與那勝治議員。

○ **5番 與那勝治 議員** 歳出に出てくるということでもありましたけれども、当初予定していたよりは出て行かないので、その分マイナスにしたということによろしいでしょうか。

○ **東恩納寛政 議長** 仲村美奈子福祉保健課長。

○ **仲村美奈子 福祉保健課長** ただいまの質疑についてご説明いたします。

足りない分は税で補う、それから足りると見込まれたところは税で減額をするということからしますと、議員がおっしゃったような形によろしいかと思えます。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 歳入の6ページ、確認なんですけれども4款2項5目制度関係業務準備事業補助金45万3,000円ですね、これはそのまま歳出に出るかとは思いますが、これについての説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑についてご説明いたします。

議員がおっしゃったように歳出のほうにシステム改修費で組んでおりますが、今回制度の大きな改正に伴ってのシステム改修が行われる。そこが国のほうから100%の補助が出るということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

歳出について、質疑を行います。

質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 歳出の11ページですね、12款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金ですね、こっちの繰上充用金ですね、22節1億812万4,000円。これは当初、毎年今帰仁村は3億円以上の繰上充用して、前借りして、国保あてておりましたけれども、3分の1ぐらい繰上充用がマイナスということになりました。こうなった理由と、今後來年もそういう形になって、30年度につなげていくのかを伺います。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 1番與儀常次議員の質疑についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、毎年国保の財政が厳しいということで、5月の補正で収入不足を見込んだ額を繰上充用の形で補填をさせていただいております。その額が3億471万3,000円を今回上げた状態になりました。実はですね、その見込みを出すときに、例年より少し早目の作業をやったということ。そのために、そのあとに歳入が県の調整交付金が、歳入が6,000万円ほどありました。最終的な決算で、医療の給付費等も毎年変動がある中で、今回確保していた額よりは8,000万円ほど不用額が出たという、こういうような理由で、最終的に今回1億812万4,000円の見込みがちょっと甘かったというところもあるのかもしれませんが、その差額については減額させていただいております。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 じゃあ次年度は1億円ぐらいですね、予算で減る可能性があると思いますけれども、それとですね、また来年もこういう形ですね、できるかどうかですね。県に移管が平成30年度をめどにしてという形で、この中で進んでいるのかですね。今後今帰仁村もいろんな市町村とともに平成30年度は県に赤字しないで、黒字で移管できるのかどうかですね。この中での契約の中に入っているのかどうかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 ただいまのご質疑について説明いたします。

一般質問の中でも同僚議員のほうからも国保については質問がございました。このまま国保のほうに、一般会計から繰り入れをして、大きな繰り入れをしてですね、運営をしていくということは、本来でしたら健全な運営にはならないと私どもは考えております。被保険者の負担を、医療費がかかった分の負担はやっていただきながらというのが本来の事業の運営の内容かなと思っておりますので、繰上充用金がこのまま、もっともっと多く確保ができるのかということも、今のところは不透明な面がございます。平成30年に向けてのゼロベースでの赤字の解消については、単年度の黒を出すのが今やつの状況でございますので、これまでの累積赤字に係る繰上充用分を一気にその分をゼロにするのは難しいと考える中で、借入等も含めて財政とはその件は調整をこれから重ねていくところでございます。平成30年度に赤字ゼロベースでの移管は今難しいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 さっき課長の説明では、今後ゼロベースでの移管は難しいということがありますけれども、来年度からは高齢者の医療費が、個人負担がふえるということでニュースでもありますけれども、これに伴って平成30年度までは赤字を抱えていても、県と一緒に各市町村が一つになるのかどうか。今わかる範囲で答弁求めます。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 ただいまの質疑についてお答えします。

県としては、今もまだゼロベースでの移管を強く、各市町村には指導しているところです。ただ私どもも厳しいというところは県のほうにも伝えながら、どのようにしたらいいかというところで協議をしているところですけれども、やはり借入れをして、一旦の形上はゼロの形で移管をするにしても、その借りた分の返済については、やはり今後も抱えていかななくてはいけないという理解でしております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これで日程第7. 「議案第43号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」は質疑を終了します。

日程第8. 「議案第44号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

この議案は、歳入歳出一括で行います。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第9. 「議案第45号 平成29年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について」を議題とします。

この議案については、歳入歳出一括で行います。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時21分)